

1. 平成26年第1回郡上市議会定例会議事日程（第7日）

平成26年3月26日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第4号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第5号 郡上市住民自治基本条例の制定について
- 日程4 議案第6号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第7号 郡上市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について
- 日程6 議案第8号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第9号 郡上地域情報通信ネットワーク施設の使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第10号 郡上市公の施設使用料徴収条例及び郡上市役所庁舎使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第11号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第12号 郡上市税条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第13号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第14号 郡上市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第15号 郡上市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- 日程14 議案第16号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第17号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第18号 郡上市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について
- 日程17 議案第19号 郡上市郡上八幡博覧館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程18 議案第20号 郡上市都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程19 議案第21号 郡上市簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程20 議案第22号 郡上市水道事業料金等に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程21 議案第23号 郡上市資源ごみ回収施設「エコプラザ」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程22 議案第24号 郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程23 議案第25号 郡上市高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程24 議案第26号 郡上市学校給食費徴収条例等の一部を改正する条例について
- 日程25 議案第27号 郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について
- 日程26 議案第28号 郡上市佐藤鐵太郎奨学基金条例を廃止する条例について
- 日程27 議案第42号 平成26年度郡上市一般会計予算について
- 日程28 議案第43号 平成26年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
- 日程29 議案第44号 平成26年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程30 議案第45号 平成26年度郡上市下水道事業特別会計予算について
- 日程31 議案第46号 平成26年度郡上市介護保険特別会計予算について
- 日程32 議案第47号 平成26年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
- 日程33 議案第48号 平成26年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について
- 日程34 議案第49号 平成26年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
- 日程35 議案第50号 平成26年度郡上市宅地開発特別会計予算について
- 日程36 議案第51号 平成26年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
- 日程37 議案第52号 平成26年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程38 議案第53号 平成26年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程39 議案第54号 平成26年度郡上市大和財産区特別会計予算について
- 日程40 議案第55号 平成26年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について
- 日程41 議案第56号 平成26年度郡上市牛道財産区特別会計予算について
- 日程42 議案第57号 平成26年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について
- 日程43 議案第58号 平成26年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について
- 日程44 議案第59号 平成26年度郡上市下川財産区特別会計予算について
- 日程45 議案第60号 平成26年度郡上市明宝財産区特別会計予算について
- 日程46 議案第61号 平成26年度郡上市和良財産区特別会計予算について
- 日程47 議案第62号 平成26年度郡上市水道事業会計予算について
- 日程48 議案第63号 平成26年度郡上市病院事業等会計予算について
- 日程49 議案第64号 郡上市白鳥ふれあいの館及び郡上市白鳥農畜産物処理加工施設の指定管

理者の指定について

- 日程50 議案第65号 高鷲吠高原スポーツ広場の指定管理者の指定について
日程51 議案第69号 財産の無償譲渡について（郡上八幡吉田農林集会所）
日程52 議案第70号 財産の無償譲渡について（小間見集会所）
日程53 議案第71号 財産の無償譲渡について（白鳥コミュニティ消防センター）
日程54 議案第72号 財産の無償譲渡について（前谷集会所）
日程55 議案第73号 財産の無償譲渡について（石徹白農村センター）
日程56 議案第74号 財産の無償譲渡について（二日町地区第1コミュニティ消防センター）
日程57 議案第75号 財産の無償譲渡について（高鷲大洞集会所）
日程58 議案第76号 財産の無償譲渡について（障害福祉サービス事業所みずほ園）
日程59 議案第77号 財産の無償貸付けについて（八幡町柳町字一の平地内）
日程60 議案第78号 市道路線の認定について
日程61 請願第1号 国に対し消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願書
日程62 請願第2号 要支援者を介護予防給付から外すことに反対する請願書
日程63 請願第3号 特定秘密保護法の廃止を求める請願書
日程64 議発第1号 議員派遣について
日程65 議発第2号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
日程66 報告第2号 郡上市新型インフルエンザ等対策行動計画の報告について
日程67 報告第3号 専決処分 of 報告について（和解及び損害賠償の額の決定）
日程68 議報告第3号 諸般の報告について
日程69 議報告第4号 議会行政改革特別委員会の報告について

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程69まで

日程70 議発第3号 特定秘密保護法の運用に関する意見書について

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷲 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄

11番	清水正照	12番	上田謙市
13番	武藤忠樹	14番	尾村忠雄
15番	渡辺友三	16番	清水敏夫
17番	美谷添生	18番	田中和幸

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	副市長	鈴木俊幸
教育長	青木修	市長公室長	田中義久
総務部長	服部正光	総務部付部長	武藤隆晴
健康福祉部長	羽田野博徳	農林水産部長	野田秀幸
商工観光部長	山下正則	商工観光部付部長	水野正文
建設部長	武藤五郎	環境水道部長	平澤克典
教育次長	細川竜弥	会計管理者	三島哲也
消防長	川島和美	郡上市民病院 事務局長	猪島敦
国保白鳥病院 事務局長	藤代求	郡上市 代表監査委員	齋藤仁司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	池場康晴	議会事務局 議会総務課長	丸井秀樹
議会事務局 議会総務課長 補佐	河合保隆		

◎開議の宣告

○議長（清水敏夫君） おはようございます。

議員の皆様には、2月27日開会以来、それぞれの出務、御苦労さまでございました。

いよいよ最終日を迎えることになりました。よろしく御審議をいただきますようお願いをいたします。

ただいまの出席議員は、17名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、本日の遅参議員は、1番 山川直保君であります。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いをいたします。

(午前 9時32分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水敏夫君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、13番 武藤忠樹君、14番 尾村忠雄君を指名いたします。

◎議案第4号から議案第28号までについて（委員長報告・質疑・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程2、議案第4号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についてから、日程26、議案第28号 郡上市佐藤鐵太郎奨学基金条例を廃止する条例についてまでの25議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました25議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。

委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

初めに、総務常任委員長、8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） おはようございます。

それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

平成26年2月27日開会の第1回郡上市議会定例会において、審査を付託されました条例議案13件について、3月13日と17日に総務常任委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について報告をいたします。なお、経過につきましては、主な内容を報告いたします。

まず、条例議案1、議案第4号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、自主運行バス石徹白線が一般旅客自動車運送事業路線に変更することに伴い、条例の規定から石徹白線を削除するとの説明を受けました。

委員から、今後の料金体系について質問があり、料金は現在の設定のまま行うが、4条路線とい

うことで消費税率引き上げの3%分が高くなるとの説明がありました。

なお、停留所及び1日の運行回数について質問があり、発着所を白鳥庁舎から鷲見病院前に変更する。本数については、今までどおり1日3往復であるとの説明がありました。

また、石徹白線の運営について質問があり、審査の過程でさまざまな提案や今までの実績も見ながら、郡上八幡白鳥線のように早い段階での料金改定はないと見ている。ただし、利用者の数がほとんどの路線で減ってきており、石徹白線でも高校生や中学生の数が減ってくれば運賃収入は減ってくるので、今後、市の補填がふえる可能性はあるとの説明がありました。

白鳥荘川線との兼ね合いについて質問があり、2台のバスが同時に国道を走ることがないように事業者と連携していく。バス停はそれぞれが利用できるし、石徹白線としての乗りかえは必要ないとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

続きまして、議案第5号 郡上市住民自治基本条例の制定について。

市長公室長から、まちづくりの基本となる住民自治や市政運営の原則を定めるとともに、市民、議会、市長等のそれぞれの役割と責務を明確にし、協働によるまちづくりを進めるための条例を定めるとの説明を受けました。

委員から、協働によるまちづくりを推進するための組織を設置することについて、住民自治との観点について質問があり、各地域では市民が自力でいろいろな組織を立ち上げ活動しているが、地域のよりどころとして、地域協議会を地域審議会にかわる組織として旧町村単位で新たに設置していきたいとの説明がありました。

条例が想定している地域の概念について質問があり、地域には決まった大きさの概念があるわけではなく、旧町村よりもっと細かい地域を基盤とする組織があってもよいが、市政への参画や振興事務所に事務局を置いて地域のよりどころとするという意味から、旧町村の単位の組織から始めていきたいとの説明がありました。

続きまして、住民投票について質問があり、何らかの問題で現在の制度では決めがたく、住民の考えを問う必要性が出てきたときに、住民投票の投票権者の範囲や方法について、その都度その案件にふさわしい条例を制定して行うという考えを定めるものであり、住民投票の必要性の判断は市長に独占されているものではないとの説明がありました。

総合計画への議会の関与について質問があり、例えば、基本計画に計上されていない事業について、国から具体的な事業が来て、これを一つ一つ議会にかけて計画を変更していかなければ物事が動かないという形は、自治体の機動的な運営によいとは言えない。議会が基本計画や実施計画のレベルまで議決をすれば、市としての団体意思となり、議会もこれに拘束されることとなるため、基

本構想についてのみ議会の議決を得るとすることにより、それを共通の目標として進みたいとの説明がありました。

続いて、地域協議会委員の選任時期について質問があり、新年度になってから拙速にならないように十分メンバー選定を行いたいが、余り遅くなっても弊害が出てくるので、合併記念式典あたりを目標としているとの説明がありました。

第25条の危機管理において、災害対策本部が設置された場合の議員の立場について質問があり、災害発生時等において、市議会の役割を特に示していないが、情報をリアルタイムに共有し、助言やかかわりを持っていただく。議会としての活動の中で災害対策本部との連携については、十分協議する体制づくりを確立させる必要があるとの説明がありました。

続きまして、第7条の質問があり、第2項の「市民が言動に責任を持つものとします」という表現について質問があり、条例の目的は、第1条に「市民、議会、市長等のそれぞれの役割と責務を明確にし」とある。懇話会で議論する中で、市民の自覚がこのような表現としてあらわれたものである。「持つものとします」に特別な強制力を持たせるわけではなく、「努めます」と変わらない表現という認識であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

続きまして、議案第6号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

市長公室長から、地域協議会委員の報酬を定めること、及び農林水産部長から、これまで猟友会に委託料を支払っていたが、鳥獣被害対策実施隊員を設置し、直接個人に報酬を支払うようにするように変更するとの説明を受けました。

委員から、鳥獣被害対策実施隊員が非常勤公務員となることに対する周知について質問があり、支部ごとに説明をしているが、支部長の判断で説明は不要とした場合は、文書を送っているとの説明がありました。

鳥獣被害対策実施隊員の報酬について質問があり、他市も調べてみたが、年額や日額、時間額といったばらばらの状態であった。まずは年額7,000円で始め、余り他市と差があるようなら考えていきたい。有害鳥獣を駆除された場合は、それに対する報奨金も個人に入るとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

続きまして、議案第7号 郡上市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定について。

市長公室長及び人事課長から、岐阜縣市町村退職手当組合で共同処理する退職手当制度について、

勸奨退職制度から早期退職募集制度に移行することに伴い、定年前の早期退職を希望する職員の募集手続きを定めるとの説明を受けました。

委員から、制度が応募方式ということから、強制ではないと理解してよいかとの質問があり、これまでも強制ではなく、実質的に募集に近い形態で勸奨を行ってきており、早期退職者は本人の意思に委ねている。今後はさらに本人の意思が尊重される制度となるとの説明がありました。

定員適正化計画を上回る職員数の削減状況であると認識している。1号募集では、職員の年齢構成の適正化を目的としていると思うが、定年退職を前提に適正化計画が進められているのであれば、この制度は不要でないかとの質問があり、50歳代の職員が4割近くおり、20歳代の職員が少ない状況であり、新規採用の必要性がある。年齢構成が適正となり、財政上の制約が緩和され、また類似団体並みの職員数が達成される見込みとなれば、早期退職募集を行う必要性はなくなるものと考えたとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

続きまして、議案第8号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

情報課長から、平成26年4月1日から多チャンネルデジタルミニコースを追加するため、及び消費税の規定を改め、デジタルライトコースは当分の間継続するが、平成26年7月1日から新規の受け付けは取りやめになるとの説明を受けました。

委員から、I N Gエリアの状況について質問があり、現在は情報をつかんでいないが、I N Gは郡上ネットの出資者でもあるので、情報交換は可能であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第9号 郡上地域情報通信ネットワーク施設の使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

情報課長から、ライトコース、スタンダードコース、スーパーコースの受信速度を上げて利用者の利便性を図るため、及び消費税の規定を改めるとの説明を受けました。

委員から、利用者の今後の見通しについて質問があり、スマートフォンの使用者がふえており、郡上ケーブルテレビエリアでもL T Eサービスが開始されてきているため、今後は若い世代を中心にインターネットの脱退がふえていくと見ている。できるだけ利用者を減らさないようにして、上位プランへの変更を進めていきたいとの説明がありました。

テレワークが進むに当たって、通信速度は大事であるが、光ケーブルとの違いはどうかとの質問があり、1ギガビットの光サービスでも、相手側のサーバーによっては、送りが20から30メガビッ

ト程度に落ちた通信速度になる。大容量のデータを送る場合は、光サービスと比べると劣るが、ハイパーコースの送りを2メガビットから4メガビットに速度を早めるので、テレワークの職種によっては十分と言えないまでも、仕事をしてもらえると考えているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

続きまして、議案第10号 郡上市公の施設使用料徴収条例及び郡上市役所庁舎使用料徴収条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、消費税率等の引き上げに伴い、郡上市の公の施設及び郡上市役所庁舎の使用料を改める等、所要の規定を整備するとの説明を受けました。

委員から、消費税率等の引き上げに伴い、使用料を上げるとしているが、地方公共団体は消費税を国へ納める必要がないことについて質問があり、使用料については、電気料、水道料、ガス料金などに消費税を支払っており、使用料に転嫁しないと最終的に消費税が利用者に転嫁されず、市の負担する結果となる。地方公共団体の一般会計が消費税を納める必要がないのは、課税標準額に対する仕入れ控除額を同額とみなすことから、申告義務がないためであるとの説明がありました。

旧の使用料が同じでも、新の使用料が違っているものがあることについて質問があり、現行の使用料を消費税率の1.05で割り戻し、円単位まで出して原価としたものと、四捨五入して10円単位を原価としたものがあり、施設の性格等を考慮し、原価を推定して決めたためであるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第11号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、地区集会所7施設について、各自治会等へ無償譲渡するため公の施設から削除するとの説明を受けました。

委員から、無償譲渡する条件及び今後の譲渡見通しについて質問があり、施設は全部で108施設あり、今回の7施設を含めると47施設の払い下げが完了となる。補助金や起債により耐用年数の経過前や償還の終了前には無償譲渡ができないため、平成56年までかかるが、多くは平成30年代までに譲渡が完了すると考えているとの説明がありました。

無償譲渡を受ける側の条件について質問があり、地縁団体として認可されていれば登記が可能であるが、認可されていない自治会でも無償譲渡は可能であるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第12号 郡上市税条例の一部を改正する条例について。

総務部長から、個人市民税の普通徴収の納期及び固定資産税の納期を5期から4期に改めるとの説明を受けました。

委員から、納期が1期減ることにより口座振替手数料への反映について質問があり、銀行は10円、郵便局は30円に消費税分を加算した金額が口座引落手数料となっており、4,500件ほどあるので、4万7,000円から5万円の削減であるとの説明がありました。

事務量への影響について質問があり、課税事務は期数に余り関係がない。収納事務としては、1回分の督促料の発送などが減ってくるとの説明がありました。期数が減ることにより、1期の納付額がふえてくることについて質問があり、このたびは岐阜県市町村行政情報センターのシステムが4期対応となるため、これに合わせての変更となる。合併前には、大和、白鳥、高鷲、美並が4期で収納していたが、郡上市全体の徴収率が現在より大きく変動している状況ではない。1期の納付額はふえるが、年税額としてふえるわけではなく、理解はいただけると考えているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

続きまして、議案第13号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について。

消防長から、消防法施行の一部改正に伴い、多数の者が集合する催しに火気器具を使用する場合は消火器を準備すること。消防長が大規模な催しとして指定した場合は、主催者は防火担当者を定め、火災業務上必要な業務を計画し、提出しなければならないなどとする改正であるとの説明を受けました。

委員から、住宅用火災警報器の設置状況について質問があり、郡上市の設置率は83.1%で県内では上位のほうである。耐用年数が10年ということであり、今後、2から3年すると電池の警報器本体の寿命がやってくるため、警報器の設置とともに、PRしていくとの説明がありました。

昨年の郡上おどりの点検状況について質問があり、徹夜おどりについては、警察と合同緊急点検を行い、ガスコンロから可燃物までの距離やガスボンベのゴムホース設置状況などを確認した。消火器は準備されていなかったとの説明がありました。

郡上おどりでの露天商への指導について質問があり、県内の露天商が加入する岐阜県露天商組合に対して、岐阜市消防本部が指導を行っているとの説明がありました。

緊急車両への対応について質問があり、おどり対策本部に消防団員が詰めているので、連携をとりながら対応をしていくとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

続きまして、議案第14号 郡上市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を

改正する条例について。

消防長から、処遇の改善、装備の教育訓練の充実等を内容とする消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行されたことに伴い、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正され、これによって消防団員の退職報償金を引き上げるものであるとの説明を受けました。

委員から、退職報償金が支給されるときに階級はどの時点のものかと質問があり、過去にさかのぼって最上の階級で判断されるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

続きまして、議案第15号 郡上市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について。

消防長から、消防組織法の一部が改正され、消防長及び消防署長の任命資格について、政令で定める基準を参酌して、市町村条例で資格を定めることとなり、条例を制定するとの説明を受けました。

特段の質疑もなく、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

続きまして、議案第16号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について。

消防長から、消防関係の手数料について、地方公共団体の手数料の標準を定めた政令が示す金額としているが、消費税率の引き上げに伴い、この政令が改正されたための改定であるが、郡上市には今回の改正に該当する大きな施設はないとの説明を受けました。

また、農林水産部長から、消費税率等の引き上げに伴い、人工受精等の畜産関係の手数料を改定するとの説明を受けました。

委員から、現在の消費税率で割り返して新しい消費税率を掛けても、改定する金額にならないものがあるとの質問があり、税抜き価格が幾らだったかを考え、8%の消費税率を掛けているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。平成26年3月26日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会総務常任委員会委員長 山田忠平。

ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 総務常任委員長、御苦勞さまでございました。

続きまして、産業建設常任委員長、15番 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） おはようございます。

それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

平成26年2月27日開催の第1回郡上市議会定例会において、審査を付託されました条例議案7件について、3月12日に産業建設常任委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については、主な内容を報告いたします。

条例議案。

議案第17号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について。

農林水産部長から、対象となる14条例について、消費税率等の引き上げに伴い、施設の使用料を改めるものであること、また郡上市しろとり木遊館の設置及び管理に関する条例の設置目的に、地域特産物の展示販売及び地域振興の推進を加えるものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、使用料の徴収状況について質問があり、今回改正に係る14施設のうち、白鳥ふれあい農園を除いた13施設は、指定管理施設のため、指定管理者が使用料の範囲内で利用料として直接徴収している。また、13施設のうち、指定管理者が直営で使用している6施設は、実際には使用料の徴収はないとの説明がありました。

各条例において、使用料の単位が統一されていないことについて質問があり、今回の改正は消費税の引き上げに関するもののみで、午前・午後や1日、1年等の単位についての見直しは行っていない。表記方法の見直しは今後対応していきたいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第18号 郡上市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について。

農林水産部長から、猟友会へ委託している有害鳥獣駆除に関し、鳥獣による農林水産業に係る被害防止のための特別措置に関する法律に基づき、新年度から鳥獣被害対策実施隊を設置するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、鳥獣被害対策実施隊の人選について質問があり、現在は猟友会の会員から駆除隊を選出しており、引き続き、その方々をお願いをしたい。また、本人の意向や猟友会の支部長などに確認をしながら、新たな人選も行いたいとの説明がありました。

また、支部を越えた駆除はあるのかとの質問があり、今までは支部の範囲内において有害駆除の許可を行っていたが、新年度からは支部を越えた活動をしている方が、居住地以外にも行けるよう、支部以外での駆除も可能とした。ただし、知らない場所での駆除は危険を伴うとの考えもあり、支部長から依頼をして同意した場合のみとの説明がありました。

5年後、10年後に向けた担い手の育成計画について質問があり、鹿が非常にふえており、相当数の捕獲が必要であるが、銃の保有者が減少している。新年度から銃免許取得に対して、10万円を限

度とした2分の1の補助を新設したとの説明がありました。

関連して、市職員もわなと銃の免許を取ってはどうかとの意見があり、今年度は市職員でわな免許を3名、一昨年は銃免許を1名が取得した。職員にも免許の取得を促していきたいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第19号 郡上市郡上八幡博覧館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について。

商工観光部長から、対象となる24条例について、消費税率等の引き上げに伴い、施設の使用料を改めるもので、施設の指定管理者は、改正料金を上限として市長と協議の上で料金設定する形となるとの説明を受けました。

また、今回は混乱を避けるために、消費税の転換による条例改正のみを上程している。さきに本会議において質疑のあった、白鳥道の駅施設の設置及び管理に関する条例の一部改正におけるたばこ自動販売機の設置料については、監督官庁の許可を受けており、法令上は問題はないが、条例上の取り扱いや、食堂、テナント、試食コーナーの売上金額30万円以下の店舗料の見直しについては、今後十分精査し、必要に応じて、改めて条例改正を行いたいとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、指定管理者の自主性の指定料金について質問があり、現在、各施設に改定料金を示す協議をしてもらっているところであるとの説明がありました。

高鷲吼高原スポーツ広場は、市民と市民以外の区分がされているが、団体で利用した中に市民がまじっている場合はどのように使用料を徴収するのかとの質問があり、平成25年度の実績では、申し込み者が市外の団体であるため、使用料は市外の区分と同様の取り扱いになるとの説明がありました。

白鳥地域特産物振興センター2階部分の従来と違う使用について質問があり、条例の中では、多目的ホール、高齢者活動室及び実習室をテナントとして専用使用する場合の利用として、備考欄に新たに追加したとの説明がありました。

関連して、将来的な方針について質問があり、2階の改装は、指定管理者の全額負担、1階の改装は公費で行うが、改装による指定管理者負担が1,000万円程度と高額なため、3年間程度は指定管理料を据え置く形とする。

指定管理者の収入増となるテナント料が見込めるため、収入が上がった段階で指定管理者の管理料の引き下げを図っていきたい。最終的には指定管理者管理料ゼロ円を目指し、今後も指定管理者と協議をしたいとの説明がありました。

また、施設名称の中に試食コーナーがあるが、こうした表現は正しいのか、販売や食堂などの表

現に統一してはどうかとの質問があり、施設改装における国との協議の中では、今回の改正では、施設当初の施設内名称は極力変えないようにとの指導があり、そのまま表記してある。次回の改正の中で検討していきたいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第20号 郡上市都市公園条例の一部を改正する条例について。

建設部長から、消費税の表記を改めることと、及び条文の字句を一部訂正するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、占用料の収入実績について質問があり、実績はないとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第21号 郡上市簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例について。

環境水道部長から、八幡南部簡易水道施設の認可変更申請に伴い、給水区分などを改めることと、督促手数料及び延滞金の規定を削除するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、督促手数料及び延滞金の規定の削除について質問があり、今までは下水道使用料と同じ考えで水道使用料として徴収していたため、督促手数料及び延滞金が発生したが、最高裁の判決により公債権として扱っていたものが私債権となった。これにより督促手数料及び延滞金の徴収ができなくなったためであるとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第22号 郡上市水道事業料金等に関する条例の一部を改正する条例について。

環境水道部長から、督促手数料及び延滞金の規定を削除するものであるとの説明がありました。

審査の中で、委員は、これまでの滞納者には督促手数料が賦課されたままであるのかとの質問があり、督促手数料は、使用料を徴収する際に徴収するため賦課されていないとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第23号 郡上市資源ごみ回収施設「エコプラザ」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

環境水道部長から、八幡エコプラザの新築に伴い、施設の位置を改めるものであるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしま

した。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成26年3月26日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 渡辺友三。

以上です。

○議長（清水敏夫君） 産業常任委員長、御苦労さまでございました。

続きまして、文教民生常任委員長、9番 村瀬弥治郎君。

○9番（村瀬弥治郎君） おはようございます。

では、文教民生委員会の報告をさせていただきます。

平成26年2月27日開会の第1回郡上市議会定例会において、審査を付託されました条例議案5件について、3月11日に文教民生常任委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。なお、経過については、主な内容を報告いたします。

条例議案。

議案第24号 郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、障害福祉サービス事業所のみずほ園を公の施設の位置づけから除くこと、ぼぷらの家は単体の事業所として運営するために、定員を改めるものであると説明を受けました。

関連して、議案第76号において、みずほ園を民間事業所としての施設の効率活用を図るため、郡上市社会福祉協議会に無償譲渡するとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第25号 郡上市高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について。

健康福祉部長から、消費税率の引き上げに伴い、8条例について施設の使用料を改める等、所要の規定を整備するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、条例中の表記の統一、整合性について質問があり、できる限り統一した表記としたいが、今回は消費税の引き上げを焦点にした改正とした。施設の目的、使用料金、表記の方法については、別の機会に検討したいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第26号 郡上市学校給食費徴収条例等の一部を改正する条例について。

教育次長から、消費税率の引き上げに伴い、19条例について、学校給食費及び教育施設の使用料を改める等、所要の規定を整備するとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、八幡中学校の屋外運動場の照明料加算額について質問があり、他の学校

との金額の違いは、規模による違いであるとの説明がありました。

また、体育館の照明料加算額は、規模の違いによる金額の違いがないことについて質問があり、今回の改正では見直ししていないと説明がありました。

審査の結果、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第27号 郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について。

教育次長から、高等学校等の入学予定者に対する青少年育英奨学資金の一時金の貸し付け期間を3年間延長するとの説明を受けました。

特段の質疑がなく、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第28号 郡上市佐藤鐵太郎奨学基金条例を廃止する条例について。

教育次長から、佐藤鐵太郎さんから寄附を平成18年度にいただいて、平成20年度から寄附金と運用により生じた利息で運用してきた。平成24年度末に約3万円の一般財源を加え、合計504万円、28人に寄附して終了した。平成25年9月に高校生たちからお礼の手紙を届けて、今回条例を廃止するとの説明を受けました。

特段の質疑がなく、本委員会としては、全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成26年3月26日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 村瀬弥治郎。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） 文教民生常任委員長、ありがとうございました。

3常任委員会の委員長さんの報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございますか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） これは産業建設常任委員会の委員長さんにお伺いしますが、議案第21号、簡易水道の給水条例の一部ということですが、特別の問題ではないんですが、ここの3ページのところを見ますと、水道は統合っていうか、南部簡易水道のほうへ多くが行き、鈴原のやつが上に残っています。数がどうも、大分違ってきとるので、これ変更があったというふうに思うんですが、そういう人口の変化なのか、どういうことなのか、僕の数え落としなのか、ちょっと説明をお願いしたいと思います。まず1つ。

○議長（清水敏夫君） 6番議員、具体的な数字についてですか。

○6番（野田龍雄君） そうです、数字です。

○議長（清水敏夫君） 戸数の変化というか。

○6番（野田龍雄君） はい、人数の、人口の。

○議長（清水敏夫君） 人員数、給水人口と。

15番。

○15番（渡辺友三君） そういう点でございましたら、担当部のほうで答弁のほうをお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） じゃ数字的なことでございますので、執行部のほうで答弁をお願いします。

環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） ただいまの御質問でございますけれども、これは当方の施設の整備をするということで、連絡管等をつなぎまして整備するものでございます。

したがいまして、数等とか人口が変わるというものではございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） この旧のほうで見ると、那比簡易水道が420人になっていますな。それから、その下の門原から西乙原が1,200で、合わせて1,600どんだけど、それから、その下の千虎と下吉野が450ありますな。これ全部入れると、2,330ぐらいになると思ったんやけども、実際には1,424になつとるので、その辺はどうなのか、聞きたかったんです。

○議長（清水敏夫君） 野田議員にちょっとお伝えしますが、議案の中身の審議に入っておりますので、できるだけ、先ほど冒頭に説明しましたように、委員長に対する質疑ということで、議案の経過とかということについてはいいんですが、中身については、その辺を配慮して御質問いただけるとありがたいと思いますが、もう一度だけそのことについては答弁をさせます。

環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） 申しわけございません。給水人口でございますが、こちらにつきましては、現状につきまして、認可変更するときに、現状の状況等を考えまして、見直しをさせていただいておりますので、ちょっと細かい中身について、計算式については、ちょっと今持ち合わせておりませんので、必要であれば、また後ほどお教えしたいと思います。よろしく願いいたします。

（「見直されたんやね」と6番議員の声あり）

○議長（清水敏夫君） では、資料をそろえた段階で提出をしていただきます。

そのほかよろしいでしょうか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） これは水道事業の22号ですけれども、これ提案のときにも公債権が私債権に変わったという説明でこういうふうになったということやったんですが、そのときはようお聞きしませんでしたので、委員会の中でどういう説明があったのかお聞きしたかったんですけども、この説明は出てませんので、委員長さんは、済みませんが、その点について、ちょっと説明があればお願いしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 15番 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） ただいまの文章でしますと、こういうふうに公債権と私債権というふうな書き方になるんですけれども、実際、地方自治法によるものと民法によるものというような御理解をいただけたらと思うんですが、ここに書いてありますように、最高裁での判決によりということでもありますけれども、水道料金の事項の適用については、司法上の金銭債務に当たるとされ、この点で公債権による地方自治法が当たらないというようなことでありまして、その公債権というのは、税を初めとする行政庁の処分によって発生する債権でございますし、私債権と申しますのは、貸し付け等による当事者間によります合意に基づいて発生する債務というようなことで、調べましたところ、そしてお聞きしましたところ、こういうような状況でございます。それ以上の突っ込んだこととすと、なかなか答弁しかねると思いますので、執行部のほうで御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 野田議員、よろしいでしょうか。

○6番（野田龍雄君） ちょっとまだ十分でないですが。

○議長（清水敏夫君） できるだけその辺については、また後日確認をしていただくということで。

（「文書で渡します」と15番議員の声あり）

○議長（清水敏夫君） 資料として、またお願いをしたいというふうに思います。

そのほか、質疑についていかがですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第4号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決をいたします。委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第5号 郡上市住民自治基本条例の制定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第6号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第7号 郡上市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の制定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第8号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第9号 郡上地域情報通信ネットワーク施設の使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可とすることに決

定いたしました。

議案第10号 郡上市公の施設使用料徴収条例及び郡上市役所庁舎使用料徴収条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第11号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第12号 郡上市税条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第13号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第14号 郡上市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第15号 郡上市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第16号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第17号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第18号 郡上市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第19号 郡上市郡上八幡博覧館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第20号 郡上市都市公園条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第21号 郡上市簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第22号 郡上市水道事業料金等に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第23号 郡上市資源ごみ回収施設「エコプラザ」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第24号 郡上市障害福祉サービス事業所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第25号 郡上市高齢者福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第26号 郡上市学校給食費徴収条例等の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第27号 郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第28号 郡上市佐藤鐵太郎奨学基金条例を廃止する条例についてに対する討論の通告はあり

ませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時45分とさせていただきます。よろしく願いいたします。

(午前10時35分)

○議長(清水敏夫君) 会議を開きます。

(午前10時45分)

◎議案第42号について(委員長報告・討論・採決)

○議長(清水敏夫君) 日程27、議案第42号 平成26年度郡上市一般会計予算についてを議題といたします。

本件は、予算特別委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の結果についての報告を求めます。

予算特別委員長、17番 美谷添生君。

○17番(美谷添生君) それでは、予算特別委員会の報告をいたします。

平成26年2月27日開会の第1回郡上市議会定例会において、審査を付託されました議案第42号 平成26年度郡上市一般会計予算について、3月4日、3月5日、3月7日及び3月10日に予算特別委員会を開催し、審査を行いましたので報告をいたします。

なお、全員参加の委員会ですので、詳細な報告は省略いたし、結果のみ報告をいたします。

議案第42号 平成26年度郡上市一般会計予算について。

審査の結果、本委員会としては賛成多数で原案のとおり可とすることに決定しました。

以上、報告をいたします。平成26年3月26日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会予算特別委員会委員長 美谷添生。

以上でございます。

○議長(清水敏夫君) 予算特別委員長、ありがとうございました。

報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 6番、野田です。

一般会計の予算につきまして、反対の討論を行います。

まず、予算全体の構成の中で、いつも言うております扶助費と建設事業の比率はどうかということについてお聞きをしました。

この予算委員会の中でも、市長からも、扶助費も決して低くはないというお話でした。それなりの努力は私も認めておりますけれども、それに対して建設事業のほうはどうかと、これも市長はできるだけそういう地元の事業をふやして、地元の経済に貢献をしていきたいというような御意向を話されておりました。

これも調べてみますと、1人当たりの扶助費の、きのうこれ出していただきましたので、ちょっとやって見せていただくと、建設費についてはかなり郡上市の場合は多くて、1人当たりの事業費が10万3,000円何がしというようなことで、これは県下で1位であります。

そして、あと飛騨、高山、本巣と続いておりますが、見落としがあるかもしれません、一応見たつもりでおりますけれども、そういう内容になっております。

これは、それぞれの自治体の条件や地域の状態、産業の様子によって変わってくると思っておりますけれども、いかにもこの建設費については、今回県下で1人当たり1位であるというようなこと、これと関連して市債の残高が、これまた1人当たりになりますと、たしか1位になっとったように見ました。

やっと実質公債費率は県下で2位やというようなことのように思われますけれども、1人当たりになると公債費は12万5,546円で1位であります。2位が飛騨、3位が山県ですか、というような順になっておるようですが、こういった点についてはぜひとも十分その効果、効果を考えながら検討していただきたいと、これまでもこれは申したことでございますけれども、再度申し上げて市政の、少しでも市民の暮らしにプラスになるような方向へ持って行っていただきたいということから指摘をしたいと思っております。

それから、これも予算委員会で申し上げましたけれども、高校生の医療費の助成でございます。

前年度3,300万円という予算でしたけれども、今年度の実質的な実績から9,900万円、900万円ちょっとでしたね、ちょっと今数字、ちょっと今見えませんが、そういうように減らされております。

そして、これはなぜこんなに減ったのかというと、まだ検証される段階ではありませんので、もう少したって、今年度いっぱい過ぎてから調べるということになると思っておりますけれども、一つは償還方式であり、しかもそれが商品券による償還になっておるというようなことから、十分利用されて

おらんのではないかという心配があります。

これについては、今後推移を見ながら検討したいということでしたので、そのように、ぜひともこの再検討をお願いしたいという意味で、これを指摘しておきたいと思います。

それから、職員の定数についても、ぜひ再度検討していただきたいと、これはいつも言っていることですが、今回も職員の比率が、予算の中の比率が低いということから指摘をしたら、やっぱり1人当たりで見ると決してそうではないというようなことでしたので、私も調べさせてもらったら1位が下呂、2位が郡上、3位、飛騨、山県と、中津川も間に入ってますが、どっちかといえば山間地の広い面積のところはどうしてもそうなる。

これは理由があるというように思います。そういった点で、郡上市の件費がある程度必要なんだということを示しておるのではないかと、私、思うんです。

そういった点でやみくもに、そんなやみくもに減らされたとは思いませんけれども、ただ減らせばいいと、計画があるからということだけではなしに、様子を見ながら、人員の削減については十分配慮してやっていっていただきたいと、今回、再任用制度も入りまして、新しい方式が取り入れられるわけですが、これについても今後様子を見て、必要なくなれば、早期退職制度については、必要なくなった段階で見直すというようなことも言われておりますので、ぜひともそういった点で職員の働く意欲を大事にし、本当に市政に対して献身的に努力しておられる職員の皆さんの意欲を引き上げるという意味からも、この定員、職員定数については、十分考慮していただきたいと、そういった点で幾つかの問題があり、つけ加えれば、例えば県の「清流の国ぎふ」という言い方しとるけれども、私に言わせれば河口堰をつくって、そして今度はまた導水路もやるとか、本当に自然を大事にしているんかという心配をしとるわけですが、そういう形の予算がわずかですけれどもついております。

そういった点についても、やっぱり我々はきちんと、どう見ていったらいいかという点で、十分考えていかなきゃいかんということで指摘をしておきたいと思います。

以上、いろいろありますけれども、そういった点で、ぜひとも今後改善していただきたいという気持ちを含めて、この予算に反対を申し上げます。

○議長（清水敏夫君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 2番 田中康久君。

○2番（田中康久君） 平成26年度一般会計予算に、賛成の立場で討論させていただきます。

平成26年度一般会計予算は、学校の耐震化事業、地区集会所、避難所の耐震事業等を初め、市民の安心安全に直接かかわる事業、また水、木といった郡上の特色を生かした産業振興、さらには高齢者福祉や子育て支援等、市民の生活に直結する、さらなる福祉の充実などが盛り込まれておる予

算であります。

その一方で、公債費適正化計画に基づき、次代への負担も軽減されている予算であると評価をしております。

また、昨年行われました議会からの提言についても、誠実に対応をしていただきまして、議会の声、すなわち市民の声を各種施策に盛り込まれております。

これからも委員会提言や一般質問、その他議会からの質疑を通じた指摘などを踏まえて、予算編成を行っていただくことを期待をして、賛成の討論をさせていただきます。議員の皆様方の賛成をお願いいたします。

以上です。

○議長（清水敏夫君） ほかに討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。

賛成多数と認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第43号から議案第63号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程28、議案第43号 平成26年度郡上市国民健康保険特別会計予算についてから、日程48、議案第63号 平成26年度郡上市病院事業等会計予算についてまでの21議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました21議案は、各常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

初めに、総務常任委員長、8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

平成26年2月27日開会の第1回郡上市議会定例会において、審査を付託されました予算議案11件について、3月13日と17日に総務常任委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について報告をいたします。

なお、経過については、主な内容を報告といたします。

予算議案。

議案第48号 平成26年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について。

市長公室長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、納入金制度について質問があり、指定管理者には、市が経営していた過去3年の平均収益の80%を下限として、市へ納めていただくことにしているが、指定管理者は市の保有する設備によって運営をしており、その使用料として市へ納入していただくものである。

また、平成25年度以降が過去3年の平均収入の80%を上回った場合は、指定管理者の申し出により、協議の上、精算する納入金額を決定するとの説明がありました。

また、公告収入について質問があり、指定管理者において広告放送の要領を作成し、その要領に基づいてキャンペーン期間での広告料の値引きなど、指定管理者がある程度裁量を持って行っているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第49号 平成26年度郡上市駐車場事業特別会計予算について。

総務部長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、需用費が昨年度より減額となっていることについて質問があり、平成25年度は修繕料を多く見ていたとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第52号 平成26年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について。

市長公室長から、歳入歳出の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、基金利息についての質問があり、平成19年度から国債を買って運用しており、1.7%の利率であるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第54号 平成26年度郡上市大和財産区特別会計予算について。

大和振興事務所長及び振興課長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、雑入についての質問があり、電力会社など5社から各10万円の負担金をいただき、無線中継所までの道の補修を行っているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

続きまして、議案第55号 平成26年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について、議案第56号 平成26年度郡上市牛道財産区特別会計予算について、議案第57号 平成26年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について、審査に当たり、議案第55号から議案第57号までの3件は、白鳥町内の財産区に当たるため、一括議題として説明を求め、総括質疑の後、それぞれ採決を行いました。

白鳥振興事務所長及び振興課長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、財産区の交際費の額の違いについて質問があり、石徹白財産区は福井県から合併した経緯があり、山林が福井県にあるため、広範囲にわたってつき合いがある。このため、他の財産区

より多くなっているとの説明がありました。

受託事業収入の額と造林事業費の委託料の額に差があることについて質問があり、石徹白財産区は直営でも事業を行っているため、一般管理費と造林事業費の需用費やリース料などにも充てられているとの説明がありました。

審査の結果、議案第55号から議案第57号までの3件について、本委員会としてはいずれも全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第58号 平成26年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について。

高鷲振興事務所長及び振興課長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、一般会計繰出金について質問があり、図書館を市街地に移転するに当たって、建物の屋根修繕等についての費用を財産区予算から充てるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第59号 平成26年度郡上市下川財産区特別会計予算について。

美並振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、管理会事務経費が昨年度より増額になっていることについて質問があり、管理会委員が2年に一度の研修を予定しているためであるとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第60号 平成26年度郡上市明宝財産区特別会計予算について。

明宝振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、管理会事務経費が昨年度より増額となっていることについて質問があり、管理会委員が3年に一度の研修を予定しているためであるとの説明がありました。

里山環境整備事業の募集及び事業の流れについて質問があり、自治会から要望が出てくる、予算以上に要望が多く出た場合は、次年度まで待ってもらうところもあるとの説明がありました。

造林事業の日出雲森林活用事業について質問があり、平成24年度、25年度に日出雲の森林資源の調査を行った。作業路が網の目のようになっているので、補修しながら散策道として整備をする。都市からの来訪者と地元住民との交流などができないか、調査及び実証をして行っていくとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

続きまして、議案第61号であります。平成26年度郡上市和良財産区特別会計予算について。

和良振興事務所長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

委員から、除雪機2台の管理について質問があり、小型のものであり、和良の自治会に貸し付け、除雪車が入らないところの除雪を行う。燃料費や修繕料などの管理経費は自治会で見るとの説明がありました。

和良庁舎は木造で、新築する場合の財産区の対応について質問があり、庁舎建設に当たっては、予算が可決次第、対応したいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をします。平成26年3月26日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会総務常任委員会委員長 山田忠平。

以上であります。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 御苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員長、15番 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

平成26年2月27日の、第1回郡上市議会定例会において、付託をされました予算議案4件について、3月12日に産業建設常任委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について御報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

予算議案。

議案第44号 平成26年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について。

環境水道部長及び水道総務課長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第45号 平成26年度郡上市下水道事業特別会計予算について。

環境水道部長及び水道総務課長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から、戸別排水浄化槽設置の進捗率と今後の接続の見通しについて質問があり、今年度は消費税増税前の影響もあり、申し込みはふえたが、今後は接続世帯の減少が予測されている。未接続地域としては、主に八幡、大和の一部であり、進捗率は全体で7割弱となっているとの説明がありました。

八幡市街地において、公共ますを設置した土地にかかる受益者負担金完了について質問があり、都市計画区域内の特例として、土地が宅地化されるまでは畑や駐車場などに関しては猶予という形をとっており、受益者負担金は発生しないとの説明がありました。

接続率の向上及び接続に対する助成等の考えについて質問があり、平成24年度末で全体の接続率が78.65%であった。接続率の低い地域の未接続者に対し、アンケートを実施したので、結果を取りまとめて接続促進に生かしていきたい。助成について一番大切なことはどのような政策をしてくかであり、Iターン、Uターンへの助成なども踏まえて、今後検討をしていきたいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第50号 平成26年度郡上市宅地開発特別会計予算について。

建設部長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から、販売単価の値下げについて、一般に周知する時期及びその方法について質問があり、広報やホームページなどで周知し、郡上市のよさや子育て支援の関係もあわせてPRしていく予定である。作成したチラシは市内に配布し、宅建業者にも配布する予定であるとの説明がありました。

販売単価の値下げに当たり、既に購入された方の反応も考慮されているのかとの質問があり、ここ数年1件も売れていない状況や販売開始から10年経過しているため、土地自体の単価を見直す時期にあることなどにより、不動産鑑定を行い、見直したとの説明がありました。

白鳥町内の寿賀丘分譲地を本会計に組み込まない理由について質問があり、円山分譲地は都市計画法による開発許可を受けたもので、寿賀丘分譲地とは取り扱いが異なる。一般会計の負担分割との関係から繰り入れも行っており、円山分譲地は今後も単体の特別会計として取り扱うとの説明がありました。

宅建業者に対する仲介手数料を上げてはどうかとの意見があり、宅建業法の中で仲介手数料の額の基準が定められており、販売価格の3%プラス6万円を、契約成立時に支払うこととしているとの説明がありました。

土砂災害特別警戒区域がかかる区画を、単価を安くして行政が販売することについて質問があり、指定されている区域は区画の端の一部分のみであり、その部分を外して建物を建設することは可能であると考えた。対象となる区画の問い合わせを受けた際には、その旨を伝えたが、それでも検討するという方もいた。美並地区は、昨年度、土砂災害警戒区域の指定を行ったので、地元の方には図面を示し、説明を行ったとの説明がありました。

販売のPR方法について、分譲地の中にのぼりを立てておくだけでなく、美並インター出口付近など、目立つところに看板等を設置してはどうかとの意見があり、設置場所など、美並振興事務所とも相談し、検討をするとの説明がありました。

また、作成されたチラシを見ても、購入したいと興味を持つようには思われぬ。もっと郡上市の子育てなど、特色をPRすることが必要ではないか、「老後も住み続けたいまち」といううたい文句も利用しながら、市役所の中にはチラシなどの作成にたけた職員もいると思われるので、工夫されたいとの意見が出されました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第62号 平成26年度郡上市水道事業会計予算について。

環境水道部長及び水道総務課長から、歳入歳出予算の総額と内訳及び公営企業会計制度の見直しについて説明を受けました。

審査の中で、委員から、上水道事業と簡易水道事業の一本化について質問があり、上水道事業に移行すると減価償却等の資産管理が必要となるため、資産評価等に時間を要することなどから、平成29年度より、郡上市水道事業として運営していく予定であるとの説明がありました。

八幡町大正町の老朽管更新工事について質問があり、八幡浄水エリアにおいて老朽管がまだ残っており、漏水が多い路線の改良を行うものである。有収率向上を目的とし、漏水修繕や配水管布設がえにより、60%であった有収率が一時は80%台まで向上しているため、さらに推進していきたいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。平成26年3月26日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 渡辺友三。

○議長（清水敏夫君） 御苦労さまでした。

続きまして、文教民生常任委員長、9番 村瀬弥治郎君。

○9番（村瀬弥治郎君） それでは、文教民生常任委員会報告をさせていただきます。

平成26年2月27日開会の第1回郡上市議会定例会において、審査を付託されました予算議案6件について、3月11日に文教民生常任委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

予算議案。

議案第43号 平成26年度郡上市国民健康保険特別会計予算について。

健康福祉部長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から、歳入の国庫補助金の財政調整交付金で、普通調整交付金と特別調整交付金が、前年度に比べ、大きく増減となっている点について質問があり、普通調整交付金は保険給付金のおおむね7%が給付され、特別調整給付金は国の財政事情により給付額が左右される。平成25年度の決算見込みを踏まえ、実態に合った予算としているとの説明がありました。

また、本会議における議案質疑で保留されていた課税所得水準について、平成25年度は1人当たり61万7,398円、平成24年度は61万7,313円で、横ばいの水準であるとの説明がありました。

直営診療施設勘定。

健康福祉部長及び地域医療センター事務長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受け

ました。

審査の中で、委員から、高鷲診療所の医師交代に伴う現状について質問があり、前任の医師は長年高鷲に勤務し、住民からも信頼が厚く、心の通った診療が努められた。後任の医師も前任に劣らず、親身になって診療に当たっている。交代時は外来患者数が若干減少したものの、現在は増加傾向にあるとの説明がありました。

訪問診療自動車使用料の歳入予算について質問があり、訪問診療や訪問看護に、医師または看護師が患者宅へ出向いた場合の自動車使用料であり、1キロメートル当たり40円の単価で積算しているとの説明がありました。

小那比診療所と高鷲診療所の非常用電源整備の要望があり、高鷲診療所は他の施設と併設しているが、平成26年度に調査を実施したいとの説明がありました。

地域医療センターと郡上市民病院等との連携、市民からの意見収集について要望があり、公立病院が管轄する小川巡回診療所や石徹白診療所に同センターの医師も出向いている。センター医師による診療体制のシフト制については、診療時やその他の方法も検討しながら、市民からの意見収集に努めたいとの説明がありました。

小那比診療所の医療用機械器具費、医療用消耗機材費が予算計上されていないことについて質問があり、小那比診療所へは和良診療所からポータブル式の医療機器を医師が持参して診察している。また、注射器などの消耗品は、和良診療所で一括して予算計上しているとの説明がありました。

和良診療所の医師住宅使用料の積算根拠について質問があり、一戸建ての医師住宅が3棟、職員寮が1棟あり、それぞれ月額使用料が異なっているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第46号 平成26年度郡上市介護保険特別会計予算について。

健康福祉部長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

審査の中で、委員から、介護認定審査会の委員と審査会場について質問があり、1合議体で5人で構成し、42人の委員が審査に当たっている。会場は北部が白鳥ふれあい創造館、南部は郡上市総合文化センターで、それぞれ週1回開催しているとの説明がありました。

居宅介護住宅改修について質問があり、今年1月までに介護サービスと介護予防サービスを合わせて187件を処理しており、平成25年度の実績見込みは224件であると説明がありました。

平成27年度からの制度改正に伴う予算項目について質問があり、介護予防サービス給付費の訪問介護と通所介護は、地域支援事業の介護予防事業に移行するとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第47号 平成26年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について。

白鳥病院事務局長、郡上偕楽園長及び地域医療センター事務長から、歳入歳出予算の総額と内容

について説明を受けました。

審査の中で、委員から、郡上偕楽園に対する一般会計からの繰入金の減額について質問があり、前年比較において、個浴改修と高圧受変電設備の更新にかかる工事請負費が減となったこと、公債費の償還が1件完了したことなどによる減であると説明がありました。

郡上偕楽園職員の再任用について質問があり、定年退職者の介護職2人を再任用する予算を計上しているとの説明がありました。

郡上偕楽園の教養慰安費の一泊旅行について質問があり、入所者約10人の参加に対して同程度の職員が引率している。利用者は個人負担で参加し、引率職員の旅費を予算計上している。行き先は利用者の希望に配慮している。毎回参加される利用者が参加者数の半数程度を占め、毎年実施してほしいとの要望があると説明がありました。

郡上偕楽園の個浴の効果や利用者介添えについて質問があり、利用者の2割程度の寝たきりの方は機会を見て対応しているが、車椅子利用者を含めたそれ以外の方が個浴を利用している。肩まで湯につかれることから喜ばれ、利用者みずからが入浴に臨もうとする面も見受けられる。介添えは、基本的には一対一で、重度の方は職員2人で介助しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第51号 平成26年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について。

教育次長から、歳入歳出予算の総額と内訳について説明を受けました。

月額貸し付けの継続が19件、新規が10件、一時金貸し付けは12件を計上し、周知については広報1月号に掲載し、資料を高校に配布しているとの説明を受けました。

特段の質疑もなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第53号 平成26年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について。

健康福祉部長から、歳入歳出予算の総額と内容について説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。
議案第63号 平成26年度郡上市病院事業等会計予算について。

郡上市市民病院事務局長と国保白鳥病院事務局長から、両病院における業務予定量、収益的収支、資本的収支等の予算について説明を受けました。

審査の中で、委員から、4D超音波画像診断装置への更新について質問があり、産婦人科で使用している3D超音波画像診断装置が故障し、その修理に多額の費用が必要なため、この機に4D超音波画像診断装置に更新するとの説明がありました。待ち望んでいたことで、大変よいことであるとの発言がありました。

郡上市市民病院の医師増について質問があり、4月からの常勤の内科の女性医師が1名ふえることが決まった。専門は腎臓内科で、主に透析科で診療を行う。今まではパートの医師で対応していた

が、常勤となり、より充実した医療が提供できると期待している。しかし、引き続き医師不足であり、医師確保に努力したいとの説明がありました。

雑支出の貯蔵品にかかわる消費税の質問があり、病院で使用する薬品、診療材料等は、購入時には消費税が課税されているが、医療行為等は非課税であるため、持ち出し分であるとの説明がありました。

郡上市民病院の電子カルテ導入による混乱について質問があり、導入直後は受付がズムズに運ばず苦情もいただいていたが、時間とともになれ、落ち着いてきている。現在でも初診の方が混乱しないように、午前中は医事課の職員が受付の補助をしている。大変御迷惑をかけたが、徐々に改善していくとの説明がありました。

また、「赤ちゃんに優しい病院」の母乳推奨について質問があり、ユニセフでは3年ごとに再認定があり、母乳率が80%以上ないと更新できないため、できるだけ母乳育児をお願いし、母乳が出ない方には助産師が対応しているとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成26年3月26日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 村瀬弥治郎。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。

3 常任委員長より報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 総務委員長さんにちょっとお伺いしたいんですが、議案の第58号です。

高鷲財産区の特別会計の予算ですが、この中にあります図書館を市街地に移転するに当たって、建物の屋根修繕等についての費用を充てると書いてありますが、予算書、この事業概要説明一覧表では、高鷲図書館整備事業費で、うち移転に伴う付随分とあります。

この高鷲の図書館を市街地に移転するというこの事業についての、この財産区との関係、また屋根修繕等と書いてありますので、どんなことなのか、その点をちょっと御説明いただけたらと思うんですが、お願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） このことは予算書の中に説明ありますように、図書館を市街地のほうに移転をするということですが、建物が建っており、新たな建築ではありませんが、その屋根の修

繕については地元からも要望が出ており、そのことについて財産区のほうで予算を見るという形になっておりますので、「等」についてはちょっと、はっきりあれですが、わかれば、担当のほうで、執行部のほうで説明をいただきたいと思います。

○議長（清水敏夫君） じゃ、「等」について説明を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 基本的には、図書館の設備においては、移動することにおいては市のほうでみます。

それで、屋根とか、とよ、ポーチ、また花壇とかそういうものの修繕的なことを、財産区のほうで御協力をいただくということでございます。

（「了解しました」と13番議員の声あり）

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） もう一点、お願いいたします。

これも総務委員長さんのほうですけれども、議案第60号の明宝財産区ですが、日出雲森林活用事業についての作業路が網の目のようになって、修繕しながら散策道として整備するとありますね、これも普通は作業道として山で使うものだと思うんですけれども、この散策道として整備する、その下に、都市からの来訪者と地元住民との交流などができないか調査、実証を行っていくという説明がありましたのですが、作業道と散策道の違いが、どうやって、どう使うつもりなのかというのがちょっと見えてきませんので、その辺が、作業道を補修して散策道にするという、その事業全体のイメージが湧きませんので、ちょっと説明いただけたらと思っております。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） 明宝の財産区の関係でありますけれども、この日出雲森林活用事業については、地域の都市交流あるいは地域振興のために、この一帯を地域の人が活性化に向けてできないかという形で調査——ここに実証と書いてありますけれども——していく、そういったときのこの中から散策道、林道とは全く違う関係の散策道、そして都市からの来訪者を含めて、地元住民とのそうした交流事業ができないかという中での補修でありますので、そういったことを含めて、より一層調査及び実証を行っていくという事業でありますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

また、林道と散策道、散策道の意味については、ちょっと執行部のほうで説明いただければ、違いを。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） ここでは、やはり都市の交流という、この日出雲、非常に大きな943へ

クータルという一団地の中にあるという中で、作業道もいろんな場面入ってございます。

やはりその中でこのフィールドを生かすために、やはり今、現状、作業道になっておる状況の中で、やはり景観とかそういうようなことも整備しながらこの交流を考えていきたいということで、今年度、26年度において試験的にこのような方向で、この財産区の山を活用しながら、いろんな方向で進めていきたいということでございます。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 武藤忠樹君。

○13番(武藤忠樹君) 大体わかりましたが、結局、山の中を車で動くんじゃないし、歩いてもらうというふうな形のイメージでよろしんでしょうか。

そんな感じの散策道として受け取っておればいいのかと、それにしても400万円もかかるのかなという気がしてますけれども、それはいいです。

大体のイメージがちょっと湧きませんでしたので、質問させていただきました。はい、いいです。

○議長(清水敏夫君) イメージが湧いたそうでございますので、以上で武藤君の質問は終わります。そのほかございませんか。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 17番 美谷添生君。

○17番(美谷添生君) 議案の62号ですけれども、産業建設委員会の関係でございますが、水道事業会計予算のところの表記の中で、最後のほうに有収率の向上を目的とし、漏水修繕や配水布設管がえにより、60%台であった有収率が一時は80%まで向上しているという表記ですけれども、有収率の60%というのは大変低いと、かなりの水量が漏れておったんかなということでもありますけれども、そこで一時は80%台になったというふうな表記ですので、また現在はどのぐらいなのかということについて、ちょっとこの表記のことについてですが、このことについてどういう説明があったかということについて質問をいたします。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 15番 渡辺友三君。

○15番(渡辺友三君) 特別そこで数字的な説明は受けておりませんが、やはり布設がえをした時点では80%に達しておったものも、やはりそこから宅内へ引くとか、またそのほかでの老朽等が出てきまして、80%を切っておるといような状況でございますので、数字的には、また環境水道部のほうでの御答弁をお願いしたいと思います。

○議長(清水敏夫君) それでは、一度だけ許可します。

環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長(平澤克典君) お答えいたします。

この文章でございますが、これは八幡地内のということで、御質問がございましたので、八幡の浄水場区域ということでございます。

八幡の浄水場区域でございますが、ちょっと資料なんです、たしか平成、合併した後からしばらくの間は有収率が非常に下がっているという状況で、いろいろ苦労はされていたようです。

平成20年だったと思いますが、委員会のほうでも指摘を受けまして、これは何とかしないかということで、集中的に取り組んでまいりました。

その結果、たしか六十七、八%だったと思うんですが、それぐらいの有収率だったものが、ここで80%と表現いたしました、2カ月に1回検針をしまして、そのデータでは80%、80.何%という数字を記録するところまでできましたと、ところがどうしても老朽化がまだございますので、直してしばらくたつと、またどこかでちょっとはじけてまたちょっと下がると、この繰り返しを何回も、平成20年からここ5年間ほど取り組んでまいりまして徐々に上がってくると。

年間の発表で、年間というか、1年間を平均しましてですと、今新しいのはまだ出ておりませんが、先般ので、これは25年の3月でございますけれども、このときで八幡では76.53%というのを発表させていただいています。

これがもう少し、今年度、25年度末には上がってくるだろうというようなことで、表記をさせていただいたものでございますので、よろしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長(清水敏夫君) 美谷添生君。

○17番(美谷添生君) 表記の理由がわかりましたけれども、ことしも老朽管の更新の工事がやられるということで、さらに向上すると思うわけですが、その中で管内での漏水ばかりでなしに、また別の理由があつて有収できないということが、もしあるかと、あるやもしれないということでございますので、その管理には注意をいただき、またせつかくの良好な飲料に資するものが、お金を使って浄水をして漏れてしまつては大変無駄でございますので、この老朽管の更新については、なるべく早い時期に達成をされますよう要望をいたします。

○議長(清水敏夫君) 要望ということで、執行部のほう受けとめていただきたいというふうに思います。

そのほかございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第43号 平成26年度郡上市国民健康保険特別会計予算についてに対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 6番、野田です。

郡上市国民健康保険特別会計予算について、反対の討論を行います。

国保会計については、一般の市民の方から大変高いという声を聞いております。

先般もお聞きをしたんですけれども、所得との関係もありますので、所得はどうかということをお聞きしたら、先ほど60何万、61万7,000円どんだけという課税所得水準というのが出ておりましたが、これはこのままやとちょっと県内のどの段階か、ちょっとわからんもんで何なんですけれども、私いろいろ調べとったんですが、ちょっとはつきりしずによろ調べませんでした。郡上の所得は決して高くはないというふうに、私、感じておりますので、非常にそういう中で国保の会計が高いということは問題である、これ県下で8位でしたが、高い方から8位ということで、平均よりちょっと高いのではないかとということで、国保の皆さんにとっては、利用者の皆さんにとっては非常に重い負担であるというように思います。

そういう中で、23年に国保税の引き上げが行われて、約1億円ほどの国保税がふやされました。

ことしで見ますと、何か2,600万円ほど去年に比べると少ないというような数字も出ておりますけれども、だんだん国保税の所得が減るとかいろんな影響があると思いますので、そのようになって、去年とは同じだけの国保税の収入がないということでしょう。

そういう中で、市としては、これまで1億円ほど入れていた一般会計からの繰り出し、国保税の負担を軽減するという趣旨で入れてみえたのが、今回は7,500万円にちょっと減らして入れて、そして同時に基金会計から7,500万円ほど繰り入れるという格好でされて、よく調べてみますと繰り越しなんかも大分減っておりますし、予算としてはね、いろいろ苦勞をしてやられて、何とかことし療養給付費がふえなええなという感じで、ことしを迎えておるといった感じがします。

国保会計というのは、そういう点で国民の市民の健康を守る大事なものなんですけれども、実際にはこの国保会計の支払いが大変苦痛であるということと同時に、医者にかかるやつについても医療費が大変ですので、ちょっと遠慮しとるといった人もちょいちょい聞くんです。

この程度はという、まあ、治るやろうととか、僕はそういう人には言うんです。「軽く、早く治せばそんなにかからんし、後がいいんだからかかったほうがいい」って言うんですが、なかなか私の年配ぐらいになりますと、長年の経験で、これは、まあ、二、三日休んでりゃ治るといったようなことでやっておるようなんですけれども、そういう中でもやっぱり重症化する人は何人かいて、最近もお見舞いに行ったことでもございましたけれども、大変この国保と健康、それから経済、生活、関連がありますので、ぜひともこの点について十分な考察を行って、こういう市の繰り入れや基金の繰り入れについても検討していただきたい。

今回は、市の繰り入れは少し減らされたわけです。そのかわりに基金を繰り入れた。難しいときには基金を繰り入れるということで、当然のことなんですけれども、困難なときには、そのための

基金があるわけですから、そういう現状であったというように認識しております。

それから、私は最近、病院へ月に一遍ぐらい、あるいは2カ月に一遍行っておりますので、病院の様子を聞きますと大変いい評判を聞くんです。病院のほう随分努力してみえと、これにありますように新しいシステムで、ちょっととまどって私もわからずにいろいろ心配しましたけれども、いい評判なんです。それは大変親切やということで、大変いいことなんです。

そういうことによって、早く病院にかかって治されると医療費も安く済むというように、ぜひともそういう評判がもっと立つように、私していただきたいというように思っておるんですけども、中にはちょっとしたことでいろいろ反発を感じて文句を言う人もありますが、そういった点で、私としてはいい方向へ行っておるのではないかしらんと思っています。

そういう点で、ぜひ今後もそういう努力はしていただきたいというように思いますが、この国保税について、国保会計については、全般としてはやはり市民の苦しさは大きいし、それを改善するという意味では十分ではないということから、この国保税の今回の提案に対して反対を申し上げます。

○議長（清水敏夫君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 15番 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） それでは、議案第43号 平成26年度郡上市国民健康保険特別会計について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

郡上市民の約3分の1だと記憶しておりますけれども、加入しておりますこの国保会計でございますが、この経緯はただいまも述べられましたように、平成23年度に国保税の引き上げということでありまして、平均で10%の引き上げを行うと同時に、引き上げ幅を最小限に抑えるための配慮として、一般会計から1億円を繰り入れる。

また、そのときには基金からも取り崩して、1億円を入れるという措置が講じられてきたところでございます。

国保税率が据え置かれることや、基金残高も現在では4億3,000万円まで回復しておることは、一定の評価に値するものであります。

国保の財政状況は、加入者の不況等による大変厳しい状況、また加入者の減少等からも国保税の収入が毎年減少傾向にあり、一方では、医療給付費等が年々ふえ続けている状況であります。

国においては、ようやく抜本的な医療制度改革に着手され、国保において構造的な問題解決の一つとして、財政運営を県に移行する目的に向かって、議論がただいま進められているようでもあります。

郡上市の平成26年度国保予算では、国保税負担軽減分として、一般会計から繰入金金が7,500万円、

平成26年度からしますと2,500万円ほど減少したとはいえ、これが継続的な措置として講じられております。

さらには、国保基金からも、同額の7,500万円を取り崩すこととされており、国の方針をも踏まえつつ、できる限り国保税を引き上げることのないよう、また健全な市の国保運営ができるよう配慮されているものと理解をしております。

そして、いま一つ考えなければならないことは、この医療費の伸びをできるだけ抑えるために、生活習慣病の予防や重症化の防止に向けて、健康保持、また増進が重要だと考えております。

平成26年度予算にも、特定健診、特定保健指導の費用が計上されておりますが、受診率の向上など、健康づくりに対する市民の意識高揚に向けて、関係予算が有効に執行されて、心身ともに健康で明るいまちづくりがより進むことを期待するところであります。

よって、議案第43号 平成26年度郡上市国民健康保険特別会計予算については、賛成するものがございますので、議員各位の御賛同をよろしくお願いを申し上げまして、討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（清水敏夫君） ほかに討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。

賛成多数と認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第44号 平成26年度郡上市簡易水道事業特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第45号 平成26年度郡上市下水道事業特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第46号 平成26年度郡上市介護保険特別会計予算についてに対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 6番、野田です。

国保特別会計予算についても、反対の討論を行います。

(「国保やないで」と呼ぶ者あり)

○6番(野田龍雄君) 失礼しました。

○議長(清水敏夫君) 反対ですか。

○6番(野田龍雄君) 失礼しました。介護保険の特別会計です。間違えました。

介護保険については、多くの方がこの介護保険を利用されて、随分頼りにしておられます。

近年、この介護保険のうちの軽症者についてはというような話も出ておりますので、大変、私、心配しておりますけれども、そういった点では、一定の役割を果たしているというように評価をいたします。

しかし、待機者が多いこと、その待機者に対して十分なその体制がまだまだとれていない。市としては、民間の業者にも依頼しながら少しでも補助を出して、その進展を促すというようなことになっておるようではございますけれども、これもまだまだ十分でないというように私は思っております。

そういった点でありますし、単に施設だけでなしに、一般の居宅におけるサービスについても、私の年代になるとそういう対象者のこともありますので、聞いてみると、ちいとばかは我慢しとるんやというようなことで、なかなかどうしてなんよという、そう金もないしというような話があります。

やっぱり利用料については、1割という極めて必要な費用の一部というようなことで設定されておるんですけども、その利用料がなかなか払えないという人もあると、近年のように消費税のこともあり、年金、その他がどんどん下がっていく中、将来に対する展望がなかなか持てない中で、やはり介護に対しても、どうしても足が遠ざかりがちだという現状があるというように私は思いますので、そういった点については、私の説得で行ってよかったという人もあるんです。

実際には、相談を受けて市の職員さん、非常に親切に相談にのってくれて、ヘルパーさんと、いろいろ家事のお手伝いをお願いしたら、大変ありがたかったと言って、元気になったという人もあるんですから、ぜひそうしてほしいんですが、それができない人がまだまだあるということ、こ

の機会に皆さんに訴えたいというように思います。

何としても、もっと、せっかくの介護保険、本当に特に苦しい立場の人こそ十分に利用できるように、そういう制度があるんですけれども、それでも不十分だということを訴えたいというように思います。

それから、現在、これは先日の委員会でもありました。請願が出ておまして、何としても、その要支援者などを追い出すようなやり方をやめてほしいと、こんなような請願があつて、その論議の中で、いや、決してそうではないと、地域でやるんだから十分それでやっていけるし、予算も予算化されるというお話がありましたので、もしそうならいいんですけれども、少なくとも市の説明のこの資料を見ますと、やっぱり今後はそういった点も市のほうで引き受けていかないかと、そうすると郡上市の財政はどうなるのかな、市長はよく苦しい財政と言われますので、そういうことに十分対応できるのかどうか心配されるところですけれども、現実の今の介護保険制度が、まだ十分に多くの方の期待にお応えできないと、中には申し込んでもちょっとも入れんもんで、遠くまで行ったりする人もあります。

そういった点で、ぜひともそういう要望に応えるような、市政、介護保険制度であつてほしいという希望を持ちながら、この予算案に対しまして、何としてももっと前進、よくしてほしいという期待を込めて反対を申し上げます。

○議長（清水敏夫君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 14番 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） 14番、尾村です。

議案第46号 平成26年度郡上市介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成26年度郡上市介護保険特別会計予算総額は39億5,900万円、そのうち大半を占める介護給付費は38億1,800万円、前年度との比較では1億3,500万円と3.7%伸びております。

これは高齢化が進行している中、介護サービスを受ける高齢者が増加傾向にあり、要支援、要介護認定者が約2,430人に上がっていることが要因と考えられます。

こうした状況にあつて、市においては介護サービス事業所との連携を保ち、介護保険事業を円滑かつ適正に運用されているものと評価するものであります。

今後においても、適正な保険給付はもちろんのこと、要支援や要介護の状態になることを予防するため、運動教室の開設や自主運動教室の支援など、効果的な介護予防事業を積極的に実施され、介護保険事業の円滑な運営に努められるよう要望するものであります。

国においては、現在、介護保険制度の改正に向けた審議が進められているところですが、平成26

年度は、27年度から29年度の3カ年を計画期間とする高齢者福祉計画、つまり第6期介護保険事業計画の策定年次でもあります。

この計画の策定に当たっては、要支援者対策として課題となっている新しい地域支援事業の枠組み等を検討いただき、現計画の基本方針にもあります「高齢者が安心して暮らし続けられるまち」の実現に向けて、実効性のある制度設計に取り組んでいただきたいと思います。

以上のことから、議案第46号 平成26年度郡上市介護保険特別会計予算について、賛成するものでありますので、議員各位の賛同をお願い申し上げ、討論とさせていただきます。

○議長（清水敏夫君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。

賛成多数と認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は午後1時とさせていただきます。よろしく願いいたします。

（午後 0時02分）

○議長（清水敏夫君） これより会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（清水敏夫君） 議案審議に入る前に、環境水道部長のほうから発言の申し出がございますので、これを許可します。

中身は、先ほどの委員長質疑に対する議案第21号の関係で、補足をさせていただきたいということでございますので、お願いをいたします。

環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） 失礼いたします。

先ほどの給水人口の考え方ということでございますが、お手元に今資料をちょっと配らせていただきました。1枚物でございます。

こちらでございますけど、計画人口でございますけど、給水の、これは変更認可作成年度における給水区域内の人口動態により算出するというふうになっております。

お手元の資料のほうで、一番人口が多い相生地区について、ちょっと例を挙げさせていただいております。

創設認可時の区域内人口ということで、これは創設認可を昭和45年に行っておりますので、前年度の昭和44年度の人口を対象にして、給水開始が49年ですので、その人口を推計して1,200人というものを、当時そういう施設をつくられました。

今回ですけど、平成25年度に行っておりますので、認可を、前年度の24年の人口に対しまして、平成29年の施設が完了するときの人口を推計しております。これは全国の人口問題研究所を参考にしております。

このようにして計算させていただいておりますので、現在の人数がいきなり多く減ったという、表ではそういうふうになっておりますけど、施設をつくったときの認可のときの人数がそのままになっておりますので、御指摘のように非常に多く減るなという、人数が減りますがということでございましたけど、それにつきましてはそのように認可年度、これが下に書いてございますけど、新しいものは平成2年でございますが、古いものは昭和45年までございます。

このことによりまして、創設時の給水人口に対しまして、大きな差が生じておるということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 御苦労さまでした。

それでは、議案第47号 平成26年度郡上市介護サービス事業特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第48号 平成26年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第49号 平成26年度郡上市駐車場事業特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第50号 平成26年度郡上市宅地開発特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第51号 平成26年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第52号 平成26年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第53号 平成26年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算についてに対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 6番、野田です。

後期高齢者医療特別会計予算について、反対の討論を行います。

元来この制度は、高齢者の医療が、非常に医療費がかさむ中でそれを抑えるという目的のもとに

行われたというように私は理解しております。

というのは、ここでの医療費が上がれば、それは75歳以上の老人家庭にまたはね返っていくと、そしてそういうことから、できるだけ抑えるという気持ちを持っていただきたいという意図があつてつくられていったということですが、大変評判が悪くて、先の民主党政権のもとでは、これはやはりなくしていくというような方向が出されましたけれども、そのまま進んでおるとところが現実であります。

そして、県の意向なども聞いてみますと、定着をしてくれておるとか、あるいはこういう格好で進んでいけるのではないかなというような判断のようであります。

私は、あくまで以前のような国保の中で、例えば扶養であるとか、あるいは減免制度の適用で、そういう保険料が要らなかった人も今は払わなくてはならないというこの現実の中で、お年寄りにとっては非常に厳しい、ですから現実、今この制度ある中で今すぐ廃止せよと言ってもなかなか賛成してもらえませんが、それは現実的ではないんですが、方向としてはそういう方向へ持っていかねばならないというふうに私は思います。

そういう点で一つ問題があるというふうに思いますし、今後この27、28年の保険料の引き上げも検討されているというふうに聞いておりますし、あるいは県のこの会計の報告をちょっと見せてもらったんですけども、ある程度の黒字があつて、その黒字に対しては、どうも最初の医療費の予測が多過ぎるんじゃないかなというような指摘もあつたんですけども、62億円ぐらいの黒字なんですか、この不用額が医療費の中の予算に比べて実際が少なかったわけですが、そういった点を指摘されて、これに対してその程度は、県としてはある程度、これは安定的に運営するために必要なんだというお話のようでありました。

私は、これ広域連合でありますので、市長は連合の議員でもありますので、ぜひともそういう地方の実態に即した、本当に医療にかかりたくてもかかれない人もいるこういう現実の中で、今度70歳から74歳の方は1割が2割になるというようなこともあります。大きな影響があるんじゃないでしょうか。

それに消費税まで上がると、こういう中ですので、ぜひともそういう地域の実態に立って、そして医療の将来のあり方も考えた上で、そういう方向へ進めていってもらふ必要があるという意味から、この後期高齢者医療制度のこの予算案については反対を申し上げます。

○議長（清水敏夫君） 賛成討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 13番、武藤です。

議案第53号 平成26年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論をさせ

ていただきます。

この後期高齢者医療制度は、国民皆保険制度維持のため、平成20年から施行され、当初は多少の混乱があったようですが、6年が経過した今日では、国民に定着してきているように思います。

また、国におきましては、いわゆるプログラム法が施行され、後期高齢者医療制度につきましては、医療保険制度全体の改革の実施状況を踏まえて、必要な見直しを検討することが示されております。

そして、新年度からは保険料の低減の拡大など、必要に応じた制度の見直しが随時進められることとなっております。

この4月から消費税の引き上げが実施され、年金支給額の切り下げといった状況ではありますが、高齢者にとって安心が確保され、そして持続可能な制度として、岐阜県後期高齢者医療広域連合により、安定した運営をされることが何よりも重要なことと考えます。

よって、議案第53号 平成26年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について、賛成するものがあります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。

賛成多数と認めます。よって、議案第53号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第54号 平成26年度郡上市大和財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第55号 平成26年度郡上市白鳥財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第56号 平成26年度郡上市牛道財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第57号 平成26年度郡上市石徹白財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第58号 平成26年度郡上市高鷲財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第59号 平成26年度郡上市下川財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第60号 平成26年度郡上市明宝財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありません

るので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第61号 平成26年度郡上市和良財産区特別会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第62号 平成26年度郡上市水道事業会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第63号 平成26年度郡上市病院事業等会計予算についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第64号から議案第65号までについて(委員長報告・採決)

○議長(清水敏夫君) 日程49、議案第64号 郡上市白鳥ふれあいの館及び郡上市白鳥農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定についてと、日程50、議案第65号 高鷲吹高原スポーツ広場の指定管理者の指定についての2議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました2議案は、所管の産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

産業建設常任委員長、15番 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） それでは、産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

平成26年2月27日開会の第1回郡上市議会定例会において、審査を付託されました指定管理議案2件について、3月12日に産業建設常任委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

指定管理議案。

議案第64号 郡上市白鳥ふれあいの館及び郡上市白鳥農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について。

農林水産部長より、当該2施設の指定管理者より辞退の申し出があったため、隣接の指定管理者である株式会社白鳥へ指定管理するもので、周辺施設との一体的な管理を行うことで、本施設の設置目的を効果的に達成することが見込めるとの説明を受けました。

特段の質疑はなく、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第65号 高鷲吼高原スポーツ広場の指定管理者の指定について。

商工観光部長から、指定管理者を協同組合高鷲観光協会に指定するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、市民以外のグラウンドの使用料の設定について質問があり、芝グラウンドであるAグラウンドの使用料の設定は、近郊市町村と比べて安くはないため、指定管理者と調整して妥当な使用料金を決定していきたいとの説明がありました。

また、スポーツ広場の土地は市有地であるかとの質疑があり、全部借地であり、賃借料は市が払っているとの説明がありました。

この施設に限らず、賃借料の問題は今後も続いていくことであるので、行政改革の観点からも購入することも検討してはどうか、大変な業務ではあるが、年次計画を策定して、できるだけ債務を減らすことを検討してほしいとの意見がありました。

町村時代からの経緯があり、当時の約束を変えることになるため、難航することもある。合併10周年でもあり、粘り強く交渉していきたいとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることと決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果につきまして報告とさせていただきます。平成26年3月26日、郡上市

議会議長 清水敏夫様。郡上市議会産業建設常任会委員長 渡辺友三。

以上です。

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。

報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第64号 郡上市白鳥ふれあいの館及び郡上市白鳥農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第65号 高鷲吼高原スポーツ広場の指定管理者の指定についてに対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第69号から議案第77号までについて（委員長報告・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程51、議案第69号 財産の無償譲渡について（郡上八幡吉田農林集会所）から、日程59、議案第77号 財産の無償貸付けについて（八幡町柳町字一の平地内）までの9議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題としました9議案は、所管の総務常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

総務常任委員長、8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） それでは、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

平成26年2月27日開会の第1回郡上市議会定例会において、審査を付託されました財産の無償譲渡等議案9件について、3月13日と17日、総務常任委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について報告をいたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

財産の無償譲渡議案。

議案第69号 財産の無償譲渡について（郡上八幡吉田農林集会所）、議案第70号 財産の無償譲渡について（小間見集会所）、議案第71号 財産の無償譲渡について（白鳥コミュニティ消防センター）、議案第72号 財産の無償譲渡について（前谷集会所）、議案第73号 財産の無償譲渡について（石徹白農村センター）、議案第74号 財産の無償譲渡について（二日町地区第1コミュニティ消防センター）、議案第75号 財産の無償譲渡について（高鷲大洞集会所）、以上、審査に当たり、議案第69号から議案第75号までの7件は関連があるため、一括議題として説明を求め、総括質疑の後、それぞれ採決を行いました。

総務部長から、集会所の7施設について、地元へ譲渡し、引き続き地域の施設として使っていくものであるとの説明を受けました。

委員から、集会所の敷地が市有地の場合の扱いについて質問があり、地縁団体であれば土地も登記ができるので譲渡が可能であるが、そうでない場合は無償貸し付けとなるとの説明がありました。

審査の結果、議案第69号から議案第75号までの7件について、本委員会としては、いずれも全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第76号 財産の無償譲渡について（障害福祉サービス事業所みずほ園）。

健康福祉部長から、障害福祉サービス事業所みずほ園を社会福祉協議会に譲渡することにより、民間事業所として、障害福祉サービスの運営及び経営を向上するためのものであるとの説明を受けました。

委員から、運営状況について質問があり、職員は正職員1人、嘱託員1人、パート4人の6人体制である。定員は26人で、営業日は祝日、週休日を除く月曜日から金曜日、平成24年度は年間244日開所し、延べ3,603人の利用がある。単体としての収支は、収入2,183万6,000円、支出は1,877万4,000円で、306万2,000円の黒字になっているとの説明がありました。

敷地の取り扱いについて質問があり、平成38年までの30年間の賃貸借契約を締結しているため、地権者には市から借地料を支払い、社会福祉協議会から市へその負担分を納入いただくことを基本としているが、これまでの指定管理者制度に基づく運営であったことを考慮し、一定の調整が必要と考えているとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

議案第77号 財産の無償貸し付けについて（八幡町柳町字一の平地内）。

総務部長から、郡上八幡ホテル積翠園は、八幡町の中心市街地におけるシンボリックな施設であり、存続が望まれるが、経営は厳しい状況にあるため、引き続き3年間、土地を無償で貸し付けるが、経営が改善されればこの期間は短縮するとの説明を受けました。

委員から、市街地には同業者もいる中で、この優遇措置をどのように考えているかとの質問があり、大手資本が経営から撤退した後、地域活性化協議会の会員からの出資により事業が継承されているが、経営は厳しい状態にあり、今後も事業を継承するためには必要な支援と考えるとの説明がありました。

土地の使用料を支払えるようになったという、経営の改善の判断基準について質問があり、売り上げに対して一般管理費を引いてゼロになればよいが、宿泊部門は部屋の稼働率を上げることが課題である。また、設備の更新時期が来ている現状では、経営改善できたという判断をどの時点で行うかは難しいとの説明がありました。

審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。平成26年3月26日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会総務常任委員会委員長 山田忠平君。

以上であります。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 御苦労さまでした。

報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第69号 財産の無償譲渡について（郡上八幡吉田農林集会所）に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第70号 財産の無償譲渡について（小間見集会所）に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第71号 財産の無償譲渡について（白鳥コミュニティ消防センター）に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第72号 財産の無償譲渡について(前谷集会所)に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第73号 財産の無償譲渡について(石徹白農村センター)に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第74号 財産の無償譲渡について(二日町地区第1コミュニティ消防センター)に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第75号 財産の無償譲渡について(高鷲大洞集会所)に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(清水敏夫君) 異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可とすることに決

定いたしました。

議案第76号 財産の無償譲渡について（障害福祉サービス事業所みずほ園）に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第77号 財産の無償貸付けについて（八幡町柳町字一の平地内）に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第78号について（委員長報告・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程60、議案第78号 市道路線の認定についてを議題といたします。

議案第78号は、所管の産業建設常任委員会に審査を付託してあります。委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

産業建設常任委員長、15番 渡辺友三君。

○15番（渡辺友三君） それでは、産業建設常任委員会の報告を行います。

平成26年2月27日開会の第1回郡上市議会定例会において審査を付託をされました、その他議案1件について、3月12日に産業建設常任委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

その他議案。

議案第78号 市道路線の認定について。

建設部長から、土地区画整理により造成された2路線と市管理道路の県道昇格に関し、現在の県道路線の整理に伴う旧道処理区間の3路線について、市道認定するものであるとの説明を受けました。

審査の中で、委員から、県道払い下げ移管される予定の路線を市道認定した場合、移管までの間

は引き続き県が管理、修繕を行うことの覚書は交わしていないかの質問があり、両者で現地で立ち会いを行い、修繕箇所等の確認により図面及び写真を添付し、書類を交わしているとの説明がありました。

書面に示す改良内容について質問があり、基本的に修繕や補修にかかる内容は行うが、拡幅改良などは行わないこととなっている。ただし、トンネル工事発注残土の処分地として、部分的な拡幅改良を行うことはあり得るとの説明がありました。

払い下げを受ける県道も、移管までによい状態にさせていただくよう要望をお願いしたいとの意見があり、県は事業完了後に交通量や交通体系が変わることを想定した旧道処理計画を策定しているため、旧道処理後の払い下げを市が受け入れることが明らかにならないと、事業の着手ができないとの説明がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成26年3月26日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会産業建設常任委員会委員長 渡辺友三。

以上です。

○議長（清水敏夫君） 御苦労さまでした。

報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論、採決を行います。

議案第78号に対する討論の通告はありませんので、討論を終了し、採決いたします。

委員長の報告は原案を可とするものであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎請願第1号から請願第3号について（委員長報告・討論・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程61、請願第1号 国に対し消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願書から、日程63、請願第3号 特定秘密保護法の廃止を求める請願書までの3議案を一括議題といたします。

ただいま一括議題といたしました3議案は、所管の常任委員会に審査を付託してありますので、委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

初めに、総務常任委員長、8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） そうしましたら、総務常任委員会の報告をさせていただきます。

平成26年2月27日開会の第1回郡上市議会定例会において、審査を付託されました請願2件について、3月13日と17日に総務常任委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について報をいたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

請願関係であります。

請願第1号 国に対し消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願書。

紹介議員から、消費税増税と社会保障との一体改革は疑問である。円安で貿易赤字は最大になっており、日用品の価格も上がっている中で、消費税増税はさらに物価を押し上げ、庶民の生活を破壊する。価格に税金分を転嫁できない中小企業者の経営を追い込み、日本経済に重大な影響を与える消費税増税はすべきでないとの説明を受けました。

委員から、他国と比較して日本の消費税率は低いとの意見がありました。増税をすることで日本国債の信用が担保される、信用がないと長期金利が上がり、日本の経済が打撃を受けることになるとの意見がありました。

社会保障費はふえる一方で、プライマリーバランスをゼロにする目標が掲げられている。増税なくしては成り立たないとの意見がありました。

消費税増税は自治体配分も見込まれており、郡上市にとっても収入増となる、福祉の分野にも充ていけるとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては賛成少数で請願第1号を不採択とすることに決定をいたしました。

請願第3号 特定秘密保護法の廃止を求める請願書。

紹介議員から、国民の知る権利と言論の自由を奪い、政府にとって都合の悪いことは全て秘密にされかねない。アメリカと一体で戦争するために情報を共有することにあり、憲法改悪の先取りにほかならないとの説明を受けました。

委員から、防衛や外交、テロ防止には秘密事項もあると考えるが、日本はスパイ天国と言われている。他国から得た情報を慎重に取り扱い、保護しないと、信用を得ることができず、情報も得られないとの意見がありました。

近年の外交は幅広くなっており、いろいろな、いろいろな国との付き合いができてきている。秘密を守る国をアピールしていかなければ、信用が得られないとの意見がありました。

秘密にすることは必要であり、何を秘密事項にするのかをルール化すればよいとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては賛成少数で請願第3号を不採択とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告をいたします。平成26年3月26日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会総務常任委員会委員長、山田忠平。

以上であります。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 御苦労さまでした。

続きまして、文教民生常任委員長、9番 村瀬弥治郎君。

○9番（村瀬弥治郎君） それでは、文教民生常任委員会の報告をさせていただきます。

平成26年2月27日開会の第1回郡上市議会定例会において、審査を付託されました請願1件について、3月11日に文教民生常任委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果について報告いたします。

なお、経過については、主な内容を報告いたします。

請願第2号 要支援者を介護予防給付から外すことに反対する請願書。

議会事務局に岐阜県社会保障推進協議会からの請願書を朗読させ、紹介議員から趣旨説明を受けました。

審査の中で、委員から、介護予防給付の一部が地域支援事業へ移行することで、地域の実情に応じた取り組みが可能となり、財源もこれまで同様の給付率で確保されることになっている。新たにNPO法人等の参入も可能となり、新たな雇用も期待できる。地域支援事業への移行に期間的な猶予もあるため、サービスが低下しないように検討していくことが大事である。市議会として、今後における国の動向を見きわめながら、支援のあり方など、検討を重ねていく必要があるとの意見がありました。

以上、審査の結果、本委員会としては全会一致で請願第2号を不採択とすることに決定をいたしました。

以上、委員会の経過と結果について報告いたします。平成26年3月26日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会文教民生常任委員会委員長 村瀬弥治郎。

以上でございます。

○議長（清水敏夫君） 御苦労さまでした。

それぞれ報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 質疑なしと認め、討論、採決を行います。

請願第1号 国に対し消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願書に対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 6番、野田です。

国に対し消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願書について、賛成の討論を行います。

消費税を心配する声は、増税を心配する声はますます高まっております。今の経済や暮らしの実情の中での増税は、深刻な影響が予想されます。消費税は所得の低い人により重い税金で、税としては最もふさわしくないやり方であると考えます。

その上、最近では食料品やガソリン等が値上げされ、私たちの生活は大変苦しくなるばかりであります。

消費税と社会保障の一体改革というかけ声の中で、消費税増税によって社会保障もよくなるような幻想を与えている言い方で出されておりますけれども、消費税の増税と社会保障そのものも縮小するという、国民にとっては踏んだりけつたりの暴挙となっております。

消費税増税は避けて通れないと、自民、公明党ばかりでなく、民主党からも聞こえてきますが、しかし本当に消費税増税が必要なのかを考えてみていただきたいと思います。消費税増税の一方で、所得税減税が計画されており、大企業は空前の内部留保をため込んでおります。

政府も経団連も、このため込んだ内部留保を賃上げや下請けのコスト引き上げに振り向けるよう要請をしております。これはポーズだけかもしれませんが、そういう報道がなされております。このような中での所得税減税が、なぜ必要なかわかりません。

しかも、こうした消費税増税と所得税減税、この政策の結果、日本の借金はふえ続けております。また、国の収入も減り続けております。

消費税増税が、日本の経済に与える悪い影響は政府自身もわかっており、そのため経済対策をするとしてあります。5兆何千億円かの対策を立てようとしてありますが、それならばなぜ消費税増税をしなければならないのでしょうか。このてこ入れも本当に地域経済を支える力になるというには思われません。

先日の新聞でも、アベノミクスが失速しているという報道がありました。実質成長率が四半期ごとに下がっており、先般の7月から9月は0.7%だったのでしょうか、下がってきておると、0.9%です。日を追うごとに縮小しており、アベノミクスは1年で幻想が剥がれてきたという報道もあります。

経済不振の最大の要因は、内需が低迷していることにあります。その原因は大企業による雇用破壊であると指摘しておりました。事実、東証1部上場企業の経常利益見通しは35.4%増と膨らんでおります。

一方、勤労者の平均賃金は、ピーク時の1997年より、年収で約70万円も下がってきております。その上、非正規雇用は労働者の3人に1人、若者と女性では2人に1人にまで広がってきておりま

す。

この請願書にもありますように、国民に新たな8兆円もの負担増を強いる大增税を、閣議だけで決めること自体にも道理がない。本来ならば、国会審議で問題を明らかにして中止を決断すべきです。

私たちは住民の暮らし、地域経済、地方自治体に、深刻な打撃を与える消費税増税を中止することを強く求めますと言っております。

この紙面にあるとおり、この消費税増税の中止を求める意見書を提出して下さるよう、議員の皆さんの御賛同をお願い申し上げます。

○議長（清水敏夫君） 反対の討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 2番 田中康久君。

○2番（田中康久君） 委員長報告に賛成の立場で討論させていただきます。

今回の消費税の引き上げは、社会保障と税の一体改革に基づく、社会保障財源の安定化を指すものであります。

現在、高齢化に伴い、年間3兆円から4兆円のペースで、社会保障費が自然増する見込みであります。そんな中で、景気に左右されない安定財源の確保は急務であります。

また、国民全体で支え合うという社会保障制度の理念から、さらには道路や橋などといった次世代に残るインフラと異なり、現在の世代が給付を受ける社会保障費は、国債に頼らず、現在の世代が負担をすべきものであると思います。

また、消費税の逆進性についても、低所得者には臨時給付金、子育て世帯にも給付金等の措置がとられております。

また、引き上げの効果についても、前会の橋本内閣のときのような民間債務のバランスシートの調整時期と異なり、今回は政府の債務が問題となっており、消費税を上げないリスクとしての国債の価格への影響や長期金利への影響をむしろ考えるべきであると考えます。

また、本市においても、今回の引き上げ分が各種社会保障の充実に使用されることを予定しておることは、議員各位も御承知のとおりでございます。

今回の消費税の引き上げが、社会保障と財政の持続可能性につながることを鑑み、委員長報告に賛成の立場で討論をさせていただきます。皆さん方の賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（清水敏夫君） ほかに討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を不採択とするものでありますが、原案を採択することに賛成の諸君の起立

を求めます。

(賛成者起立)

○議長(清水敏夫君) ありがとうございます。

賛成少数と認めます。よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

請願第2号 要支援者を介護予防給付から外すことに反対する請願書に対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 6番、野田です。

要支援者を介護予防給付から外すことに反対する請願書に、賛成の討論をいたします。ぜひ採択をお願いいたします。

この請願は、県の社会保障推進協議会というところから出されております。これは毎年のように、県下の社会保障について非常に関心を持って調査をしたり、医療関係の方と懇談をしたり、いろいろしておりますが、そういうところから要請があり、私、大事なことやからということでお受けしたわけですけれども、今回、介護保険については先般もことしの予算の中でもちょっとふれましたけれども、「介護保険制度では地域支援事業の見直しとあわせた地域の実情に応じた要支援者への支援の見直しをする」と、こういう言い方で、これまで要支援者に介護予防給付で行ってきたサービスを、介護予防給付から外して地域支援事業で行うと、こういうようにしております。

要支援者に対する介護給付が地域支援事業に移されたなら、給付内容が市町村の裁量となり、人員や運営基準もなくなるために給付内容が自治体間で格差がつき、介護の質の低下などが懸念されます。

健康福祉課からこの資料が出ておりまして、それを見ますとこの次の第6期については、特にこの部分だけ変わってきておるといようなことが書いてありまして、この前のこの請願書が審議された委員会では、予算もこれまでどおり手当てされるというお話でしたけれども、そういうようにはいかんのではないかというふうに私は思います。

実際の介護保険から、その部分が地域のほうへ持っていかれるわけですから、その部分、地域の財政力の高によって、その内容が変わってくるのではないかというように大変心配をしております。

ましてや、郡上市は厳しい財政だというようにいろいろ言われておりますので、そういった点で大変心配しております。

今後、高齢者がふえる中で、安心して介護給付が受けられるためには、要支援者に対して、今までどおりの介護保険給付を実施することが必要だと考えます。

予防といいますか、要支援者に対する、この軽度の方に対する介護は、早めにそういった手当てをすることによって非常にその後の進行をおくらせたり、中にはそのことによって大変元気になっ

たという声もあります。

そういう今後の好ましい状態を続けさせるためにも、ぜひともこれは必要であるというように考えております。

要支援者の介護予防給付は、高齢者の介護重症化を抑制し、快適な老後の生活を保障する上で大事な事業、介護保険の後退を許さず、介護保険の充実を国に対し求めていくべきだと考えます。

この議会での、議員の皆さんの福祉を充実させたいというお気持ちはよくわかっております。ぜひとも、この請願書に対しても積極的に応え、意見書を国に対し、提出してくださることをお願い申し上げます。

○議長（清水敏夫君） 反対の討論はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） この請願第2号につきましては、私は委員長報告に賛成をする立場で討論させていただきます。

まず、この請願にかかるこの議論につきましては、もちろん委員会でも、そしてこちらの本会議の一般質問でも、市長さん、そして健康福祉部長さんが、懇切丁寧に的確な将来像を答弁されているところであります。

そして、まず私この請願に対して、一つ申し上げたいことがございます。

この県の社会保障推進協議会、この協議会からのこの請願の趣旨の中に、これはもう去年の8月の6日、この時点で社会保障制度改革国民会議の報告があった。その後、社会保障制度改革推進法第4条に基づく骨子についてが政府から出たということに関して内閣が閣議決定をしたと、このことに基づいての請願であります。

今、新しい最新のものは、ことしになってからの2月の12日に閣議決定されたものが一番新しいもので、その翌日には厚生労働省の介護保険計画課から、その方針について、詳細について、しっかりと各市町村に出されております。

まず、この請願について、今、前者が申されましたけれども2点、この問題について上げておられると思います。

この請願にも書いてあります。

まず、1つ目は、給付内容が市町村の裁量になり、そのために給付内容で自治体間の格差が付き、介護の質の低下などが懸念されるということが第1点。

第2点目としましては、介護保険サービスや通所介護サービスなどが利用できなくなることも予想される。

この2つの点が、懸念される問題として言われております。

しかしながら、この最新のものにつきましては、まず前者のほう、財源のほうですね、しっかりと書いてあります。新しいこの事業の財源構成は、これまでの介護予防給付と全く変わらずに、財政力の差により、取り組みに差が出ることはないということで、今まで現行どおりの国が25、県・市が12.5、そして第1号、第2号保険者がそれぞれ50%を持つという仕組みになっておいて、これが変わることはないと思います。

2点目のこの訪問介護、そして通所介護サービスができなくなるのではないのかというこの心配についてですけれども、これについての説明も、もちろん訪問介護についても、現存の訪問介護事業所によるサービスは今までと同じように受けられるということです。それと、通所介護につきましても、これもまた同じく通所介護事業所に受ける機能、これもしっかりと保つということであります。

それに加え、前の一般質問でも健康福祉部長が申されておりましたけれども、この郡上市にありますサロン、そういったミニサービスですね、123カ所のサロンにおいて、きめ細やかなその地域の実情に合ったサービスが受けれる体制もできる。

しかし、これから27、8、9とこの3年間の移行期間で、郡上市がしっかりとこれを、各地の事情を熟知して、そしてそれを計画に盛り込み、予算に盛り込む、このことが必須の条件になると私は思います。

ですから、私はこれをしっかりと、市長部局にしっかりと、これをお願いしておきながら賛成するものでございます。

以上の理由をもちまして、請願第2号 要支援者を介護予防給付から外すことに反対する請願を不採択とする委員長報告に賛成するものでありますので、議員各位の賛同をよろしくお願いします。

○議長（清水敏夫君） ほかに討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決いたします。

委員長の報告は原案を不採択とするものでありますが、原案を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。

賛成少数と認めます。よって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

請願第3号 特定秘密保護法の廃止を求める請願書に対する討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 6番、野田です。

特定秘密保護法の廃止を求める請願書について、賛成討論を行います。

安倍政権は、特定秘密保護法に関する法律を、多くの国民の反対の声を押し切って、これは当時の、12月の6日でしたか、新聞等で見られたとおりでありますけれども、強引に成立させました。

政府にとって都合の悪い情報を隠し、それを漏らしたり、情報を知ろうとする者を厳罰に処するものです。

国会の審議の中で、国民の知る権利と言論の自由を奪い、戦争する国づくりを進めるものであることが明らかになってきました。

何が秘密か、それが秘密だ、原発の衛生写真も秘密になり得る、各密約や沖縄返還密約が120年間も永久秘密になり得るなど、国会審議の中で国民の知る権利が奪われる問題点が明らかになってきました。

政府原案では、我が国の安全保障に関する事項のうち、特に秘匿することが必要である事項で、防衛、外交、さらに特定有害活動防止、テロ活動防止について、特定秘密に指定するとしています。

しかし、何が秘密に指定されたかは国民に知らされず、特定有害活動防止あるいはテロ活動防止を理由にすれば、警察活動も含めた広範な情報を秘密にすることができ、政府にとって都合の悪い情報を国民の目から隠すことが可能になります。

T P P交渉や原発に関する情報も秘密対象になる可能性があり、国民の知る権利が侵害されます。

また、情報に接近しようとするさまざまな行為が処罰の対象となり、マスコミの取材や一般国民の情報公開を求める取り組みも処罰される恐れがあります。

さらに、秘密を取り扱う人を対象にした適正評価によって、思想信条の自由やプライバシー権が侵害されることとなります。

秘密保護法の目的は、国民の目と耳を塞ぎ、アメリカと一体で戦争するために情報を共有することであり、憲法改悪の先取りにほかなりません。

同時に、憲法解釈を変更することで、集団的自衛権の行使を可能とする閣議決定をやろうとしています。選挙で選ばれた市長が決めれば、国民に支持されたことになるなどと、憲法をも無視した発言を繰り返しています。

これに対しては、自民党内からも少しその考えは偏っているのではないかという、抑える声も出るとようございます。

自衛隊の海外派遣、武器輸出三原則の放棄など、日本を戦争する国に変える動きなどを見ると、秘密保護法は国民を脅し、平和の声を抑えつけようとしていると言わなければなりません。

福島県の公聴会では、これは最後のときでしたが、自民推薦の公述人を初め、7人の全てが、反対か慎重審議を求めたのに、公聴会翌日に衆議院で強行採決されたものです。

このような日本国憲法で保障された基本的人権を侵害し、国民主権、民主主義、平和主義を根底

から破壊する特定秘密保護法を直ちに廃止するよう、国に対し、意見書を提出されるよう議員各位の賛同を心よりお願い申し上げます。

○議長（清水敏夫君） 反対の討論はございますか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 3番 森喜人君。

○3番（森 喜人君） 請願第3号につきまして、委員長の発言に対して賛成の立場から討論を申し上げます。

20世紀は3度にわたる戦争の世紀であり、21世紀は民族宗教間の争いを根底とした国際テロの時代に入ったと言われます。

20世紀の第3次世界大戦とも言える冷戦時には、世界は東西真っ二つに分かれ、我が国、日本は、自由民主陣営である西側にくみし、軍事的にはアメリカによって守られていたということは疑いのない事実であります。

新たな世紀は、共産主義の崩壊により経済的大競争時代と、ボーダーレス時代に突入したと言われます。

そんな中、ひとり勝ちと言われたアメリカの予想に反し、厳しい経済状況が続く中、日米安保条約がかつてのように機能すると楽観視することは危険であると考えます。

特定秘密保護法は、安全保障上の秘匿性の高い情報の漏えいを防止し、国と国民の安全を確保することを目的としており、そもそも今まで法律として存在していないことのほうが問題であります。

国際テロ情報も緊迫する中、的確に情報収集を行い、その情報をもとに適切な判断を行うことが重要であります。

これは関係国から質の高い情報を得ることが前提であるわけですが、一日も早く我が国の情報保全体制を関係国から信頼に足るものとし、機微な情報の提供を受けられるようにすることが必要であります。

かつての日本はスパイ天国とやゆされました。スパイとは何らかの意図を持った国や組織に利用され、情報を流してしまうこと、知らぬ間にスパイ行為をしてしまうということであり、何が国益なのかかわからないのが今の日本の現状であります。このような国が、他の国からも信頼を得ることはできません。

この法律は、国家として最低限必要なものであり、既に国会で審議され、決定したものであります。郡上市議会はその決定に従い、新しい時代の国づくりに邁進することを期待したい。

よって、委員長の発言の賛成を表明し、全議員の賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（清水敏夫君） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認め、討論を終結し、採決をいたします。

委員長の報告は原案を不採択とするものでありますが、原案を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（清水敏夫君） ありがとうございます。

賛成少数と認めます。よって、請願第3号は不採択とすることに決定いたしました。

◎議発第1号について（採決）

○議長（清水敏夫君） 日程64、議発第1号 議員派遣についてを議題とします。

議員派遣について、会議規則第169条の規定により申し出があります。申し出のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、申し出のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎議発第2号について（委員会付託）

○議長（清水敏夫君） 日程65、議発第2号 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第111条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、お手元に配付のとおり申し出がありました。

お諮りをします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎報告第2号について（報告）

○議長（清水敏夫君） 日程66、報告第2号 新型インフルエンザ等対策行動計画の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 報告第2号でございます。

郡上市新型インフルエンザ等対策行動計画の報告について。

郡上市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定したので、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第6項の規定により、報告するものでございます。平成26年3月26日提出、郡上市長 日置敏明。

郡上市の新型インフルエンザ等行動計画でございますけれども、昨年の4月に施行されました新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づいて、策定をした計画でございます。

新型インフルエンザ等の対策を強化することで、市民の生命と健康を守り、市民生活や地域経済への影響を最小にすることを目的としてございます。

そして、この計画でございますけれども、岐阜県の行動計画に基づいて策定をしております、特別措置法に定められた事項を規定をしております。

計画の第1章でございますけれども、対策の基本方針として、行動計画の目的、それから流行規模の想定、対策の基本的な方針、そして郡上市対策本部の組織について定めてございます。

市の対策本部でございますけれども、原則として国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発令したときに設置することになります。

第2章では、発生段階における対策を未発生期、それから県内未発生期、県内発生早期、県内感染期、そして小康期に分けて定めてございます。

初期の段階における対策の主眼としまして、感染の早期発見と拡大防止ということを上げてございます。市内で蔓延した段階では被害の軽減を重点としてございます。

この計画でございますけれども、対策の基本的な柱を定めたものでございます。

対策ごとの具体的な実施方法等につきましては、個別のマニュアル等を整備をする中で、万が一新型インフルエンザ等が発生した場合に、適切な対応が行えるよう準備を進めてまいりたいと思っております。

以上、郡上市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要についての報告とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 報告第2号につきまして質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 以上で報告第2号を終わります。

◎報告第3号について（報告・質疑）

○議長（清水敏夫君） 日程67、報告第3号 専決処分報告についての議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 報告第3号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成26年3月26日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきます。

専決第11号でございます。専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）。

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成26年2月27日。

1、損害賠償による和解の内容、平成26年2月10日午後4時50分ごろ、岐阜市日ノ出町2丁目2番地先路上において、公用車が駐車をしようとしたところ、目測を誤り、相手車右後部に公用車左前方を接触させた。市は示談により損害を賠償する。

2、損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額、4万397円でございます。

どうも申しわけございません。

○議長（清水敏夫君） 報告第3号につきまして、質疑がありますか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 1点お聞きします。

どのような公用で行かれたのでしょうか。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） これ市長車でございまして、市長の公務によって行かれておる分です。

○議長（清水敏夫君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 以上で報告第3号を終わります。

◎議報告第3号について（報告）

○議長（清水敏夫君） 日程68、議報告第3号 諸般の報告について。

議員派遣の報告等を別紙写しのとおり提出しましたので、お目通しいただき、報告にかえます。

◎議報告第4号について（委員長報告）

○議長（清水敏夫君） 日程69、議報告第4号 議会行政改革特別委員会の報告についてを議題いたします。

委員長より報告を求めます。

議会行政改革特別委員長、12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） それでは、議会行政改革特別委員会の報告をさせていただきます。

本特別委員会は、特定事件である議会運営に必要な改革、行政改革に資する調査研究を目的として、平成24年4月17日に設置されたものであり、2カ年度にわたる調査研究が終了したので、その結果について御報告いたします。

報告書を見ていただきますと、この報告書は1ページから26ページまでが会議の経過、そして27ページから32ページまでの間に、郡上市議会基本条例案が挟んであります。また、34ページからは、特別委員会からの提言ということになっております。

大変分厚いものでありますので、時間の関係もあります。朗読は、34ページからの特別委員会からの提言にとどめさせていただきます。

会議の経過の報告でございますが、昨日、一昨日の全協でしたが、申し上げましたけれども、1年目の平成24年度は特別委員会を8回開催いたしました。そして、議会運営委員会で1回、全員協議会で3回、経過報告をいたしました。

平成25年度は、特別委員会を8回開催し、議会運営委員会で1回、全員協議会で5回の報告を行い、県内外の視察研修を2回実施をいたしました。

この会議の経過の中に、全員協議会で、特別委員会から提案をさせていただいた、例えば8ページ、9ページの議会改革に関する申し合わせ事項であるとか、そのほか要綱、要領、規定に関して全員協議会で承認をいただき、早速試行的にも実施をしたものの、もろもろのものを添付いたしておりますので、後ほどごらんをいただきたいと存じます。

また、27ページからの郡上市議会基本条例案であります。特別委員会で2年間の活動の一つの足跡といいますか、成果として、こうした基本条例の草案をいたしたわけではありますが、あくまでもこの条例案は26年度以降、後ほどふれますけれども、今度は全議員18名で、議会改革の中での条例化に向けての活動の中で、たたき台といいますか、こうした基本条例案をもとに論議をいただければということで策定したものでございます。

また、この条例案の協議においては、後ほどこれを申し上げますけれども、市民代表の方、そして市民の代表の方の御意見や学識者の助言などを受けながら、よりよい条例案に仕上がっていくことを期待しているというものであります。

それでは、特別委員会からの提言ということで少々長くなり、恐縮でございますが報告をさせていただきます。

平成22、23年度の議会運営委員会、このときは金子智孝議員が委員長でありました。

議会運営委員会は、議会基本条例に関する調査研究等に取り組み、その結果は中間報告書にまと

められ、平成24年3月定例会の本会議に委員長報告が行われております。

その報告書には、2年間にわたる委員会活動の記録とともに、協議した結果の論点が4項目の懸案事項に整理をされ、条例制定に向けた次期の委員会活動では、継続して協議されることを期待する旨が明記されております。

その4項目とは、1、会派の導入、2、議会報告会の開催、3、市長等執行機関への反問権の付与、4、公聴会・参考人制度の活用であります。

そして、平成24年4月に実施をされました、市議会議員選挙直後の初議会におきまして、議会行政改革特別委員会が設置をされ、それまでの議会運営委員会の実績を尊重した特別委員会の活動がスタートいたしました。

特別委員会の活動内容は、本報告書に添付した会議の経過記録や資料のとおりであります。

その活動を振り返るとき、特筆すべきことは、市議会が議会改革の観点から導入すべき多くの事項にあつて、優先して取り組む重要性が高い課題から、試行的に実施するという活動方針にのっとり、委員会で協議した申し合わせ事項や要綱の案件が全員協議会で諮られ、全議員の理解と熱意によって実行されたことであります。

2年目の活動方針は、議会改革を推進している先進地への視察研修と条例案の策定に向け、実務作業に着手することでありました。

特に、研修先の選定では、首長と議会と住民の関係の試行する価値観に共感ができ、取り組み実績が評価できる議会であることに留意をいたしました。そして、2つの視察先では、議会改革を実践する議員御本人から説明を受ける機会を得ました。

そうした活動を経て、議会基本条例の素案が作成できたわけでありますが、条文には不可欠な主な項目に関し、特別委員会での調査研究の成果に基づき、解説と方向性を記述いたしまして提言といたしたいと存じます。

初めに、市民との意見交換会であります。

議会基本条例を制定している議会は、市民への説明責任を果たす場として、議会報告会を年に1回以上開催することを条例化しており、特別委員会でも議会改革の課題として優先順位が高かったことから、調査研究により議会報告会の施行に関する実施要綱を作成し、全員協議会に提案、全議員に了承を得て、第1回議会報告並びに意見交換会が開催されました。

その結果を踏まえ、特別委員会ですらに調査研究を重ね、議会報告会実施要綱が、これまた全員協議会で了承をいただきまして、第2回議会報告並びに意見交換会が開催されたわけであります。

25年度のこうした実績と成果に立脚した、次年度の実施方向等を検討することが望まれるわけあります。

次に、特別委員会の設置について。

2年間の特別委員会活動の結果、議会基本条例の素案を作成することができましたが、9人の議員による作業のため、18人の議員がその経緯と内容を熟知しているわけではありません。

次期の市議会の委員会編成では、議員全員で構成する特別委員会を設置し、実効ある条例、条文とするために、積極的な議論を展開していくことに加え、市民に条例制定の意義や効果を説明し、市議会として条例制定への機運を高めていくことが重要であります。

会津若松市議会では、市議会のメンバーに加え、学識経験者と市民の代表者が条例制定の作業に参画する合同検討会が設置をされておりますが、この場合は議会の任意の機関となっております。

いずれにいたしましても、条例制定に向けた新しい組織は設置しなければならないと考えております。

次に、議長、副議長の所信表明について。

当初、この項目は、郡上市議会の議会改革を推進するために選考した41の調査研究課題に入っておりませんでしたが、視察研修先の会津若松市議会では議長と副議長の選出方法として、その役職を志願する議員が、所信や豊富を表明した後に選挙で決定するとしております。

議会が、議長と副議長を公明正大に選出した経緯を市民が理解することは、議会改革に取り組んでいる議会の情熱と意思が市民にも伝わり、開かれた市議会として市民の賛同と信頼が増幅すると期待されることから、この制度の取り組みに向けた議論を早期に開始するべきであると考えております。

次に、市長等への反問権の付与であります。

前期の議会運営委員会では、1、議員の提案力チェック機能の向上にとって有意義との認識が広がっている。2、執行者においても質疑の活性化、政策論議の深まりによる市民への説明責任を果たす上からも意義を深める対応が広がっていると、反問権の導入を否定しない旨のまとめがされております。

調査研究の結果では、首長等への反問権の付与は栗山町議会など多数の議会基本条例で条文に定められており、その経過も実証されております。反問権は、質問者の論旨を明確にして市長等が的確な答弁をするためにも必要であるとの見地から、早期の導入を検討するべきだろうと考えます。

次に、議会改革に関する講師について。

特別委員会の調査研究に必要な知識と資料は、主に自治体議会に関する書籍やインターネットの情報に依存するところが多々でありました。今後の、特別委員会では条例の制定という目標を目指すこととなりますが、全議員が条文に託された意義と効果を同様に認識し、あわせて市議会が条例化することに市民の理解と協力を求めるためには、学識者の適切な助言と指導を受ける必要があると思います。そのような観点から、今後の特別委員会活動展望いたしますと、住民自治の分野で深い造詣を有する人を招聘することが望まれます。

次に、議員間討議の必要性について。

栗山町議会の議会基本条例第9条自由討議による合意形成では、議会は討論広場であることから議員相互間の討議を中心とした運営を進めるため、町長などの会議への出席を最小限にとどめること。そして、それぞれの会議で議案審議の結論を出す際には、議員相互間の自由討議によって多様な意見を出し合った上で合意形成に努めるとともに、議会は町民への説明責任を果たすこととしております。規定では、議員が動議を出すことで自由討議を進めようとしたが、なかなか動議が出ないことから本会議や各委員会において、質疑の後に議長や委員長の発議により自由討議を進めることにした。その後の、議事進行は討論、採決という形であります。

郡上市議会においても、議案の審議と審査にとどまらず、議会活動の全般にわたり自由闊達な議論をすることが議員の本分であるとの自覚と認識に至って、自由討議の実施要綱を策定したところであります。日本国憲法第93条では、地方公共団体は議事機関である議会を設置することが定められております。その議会の役割は住民の意思を尊重し、自治体の行政に反映させることでありますが、議員の数だけ住民の意思が存在すると言われており、合意形成をするには活発な議論が必要であることを常に意識した議事進行に努められたいと存じます。

次に、広報広聴特別委員会の設置について。

市議会では情報発信の方法として議会だよりの発信や新聞、テレビなどの報道による広報活動に努めております。あわせて、市民の要望や提言を把握するために、委員会では市内の諸団体と分野別意見交換会を実施し、公聴活動にも注力してきたところであります。25年度の第2回議会報告並びに意見交換会では、実施要綱にのっとり報告会運営会議が設置され、開催の準備から報告書の作成までの作業を担ってきましたが、同様の会を開催している多くの議会では広報広聴委員会を設置し、会の円滑な運営が図られていることから、視察先市議会の取り組みの内容を参考にして、広報広聴特別委員会の設置に向けた検討を願うところであります。

次に、政治倫理要綱の見直し、平成18年4月郡上市議会では、郡上市議会政治倫理要綱を申し合わせ事項として全員協議会で確認したところでありますが、その内容は市への入札に関する罰則規定が主要事項であり、対象の議員を限定している要綱であるとの印象が強いわけであります。

会津若松市議会では、議会基本条例の制定にあわせ、支持者から依頼される市へのあっせん行為をしないなど、日常の議員活動で発生しそうな事項を倫理基準とすることで、要綱が議員の身分を守るという認識を持つに至っております。近年、兼業の禁止が厳しく裁定される傾向にあり、議員の起案意識が市民に伝播するためには議会基本条例の制定とともに、政治倫理要綱の見直しの必要性を指摘をしておきたいと存じます。

次に、議員定数と議員報酬の調査研究についてであります。

条例案では、市議会としての議員定数と議員報酬の基本的考え方を明記いたしましたが、定数に

については市議会として適正で円滑な議会と委員会の活動が可能な人数はどうあるべきか、報酬では市民の付託に答えられる政務に専念する議員の活動量と成果の対価としてどれくらいの金額が相当であるかの視点に立脚し、議員間の議論にとどまらず有識者や市民の代表が参加した調査研究を展開する必要があります。定数と報酬の見直しに向けた市民の動向には、議会がいつでも対処できるように、普段の取り組みに努めるべきであると考えます。

次に、議会事務局の充実について。

議会の重要な責務である政策提言や政策立案の推進には、議会事務局に法務機能を備えた体制が求められます。そのためには、さらなる職員の支出向上を図るとともに、法務分野に卓越した人に外部委託するなどの方策を検討する必要があると存じます。議会事務局の充実強化に向けて、監査委員事務局と兼務する職務体制などを見直す中で議会みずからが事務局体制の理想とする将来像を明確にし、事務局職員の配置には事前の協議と要望を展開できるように努めていただきたいと存じます。

まとめといたしましての議会基本条例の制定に向けてということではありますが、特別委員会は郡上市議会基本条例を起草したことで一応の役割を完了したことになりますけれども、ここで一息入れて議会改革の歩みを休止することなく、条例化に向けた26年度の活動に拍車をかけなければならないと存じます。さらに肝要なことは、なぜ議会基本条例を制定するのかという意義と必要性についての議論を、市民も巻き込んで展開することは、信頼される議員として市民との距離を縮めるために避けてはならない大事な活動であります。その活動により、議会と市民が郡上市をよくしたいという意欲と情熱を共有することに発展することを願い、条例制定に向けた積極的な活動が全議員の一致協力で強力に推進されることを切望いたしております。

なお、議会改革とともに特別委員会の設置目的であった行政改革の調査研究については、市議会の継続した取り組みの課題として今後も重要視されるよう明記しておきます。

上記のとおり御報告いたします。平成26年3月26日、郡上市議会議長 清水敏夫様。郡上市議会議会行政改革特別委員会委員長 上田謙市。

以上であります。

○議長（清水敏夫君） 議報告第4号につきましての質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） ないようですので、以上で報告第4号を終わります。

ここで日程の追加をしたいと思えます。

議発第3号 特定秘密保護法の運用に関する意見書についてを日程に追加したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認め、日程に追加します。

追加日程につきましては、お手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

◎議発第3号について（議案朗読・提案説明・質疑・採決）

○議長（清水敏夫君） 日程70、議発第3号 特定秘密保護法の運用に関する意見書についてを議題といたします。

事務局に朗読させます。

議会事務局長 池場康晴君。

○議会事務局長（池場康晴君）

議発第3号

特定秘密保護法の運用に関する意見書について

表記について、郡上市議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙意見書を提出する。

平成26年3月26日提出

提出者 郡上市議会議員 山 田 忠 平

賛成者 郡上市議会議員 森 喜 人

賛成者 郡上市議会議員 田 中 康 久

郡上市議会議長 清水敏夫様

特定秘密保護法の運用に関する意見書（案）

平成25年12月6日に可決成立した特定秘密保護法は、国民の安全を確保するため、我が国の安全保障に関する重要な秘密の漏えい防止を図るものとされている。同法は、特定秘密の対象となる防衛、外交、特定有害活動の防止及びテロリズムの防止の4分野の安全保障上必要なものに限定し、特定秘密の指定の有効期限も定められたところですが、その運用については多くの国民が不安を感じている。よって、国におかれては特定秘密の指定における申請を排除するなど、適正な運用に資するため独立した公正な立場で検証し、観察する第三者機関の設置など、仕組みの具体的内容について早急に検討し、国民の不安に対し十分な説明を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月26日

岐阜県郡上市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

法務大臣

内閣府特命担当大臣（特定秘密保護法案担当）

以上であります。

○議長（清水敏夫君） それでは、ここで提案者の説明を求めます。

8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） 特定秘密保護法の運用に関する意見書の関係で、提出者の説明をさせていただきます。

ただいま朗読いただきましたこのことにつきましては、もう既に成立した法案でありますけれども、今後の課題としては交付後1年以内に施行されるということになっております。そして、順次今国会で議論を進められておりますが、情報の保全諮問会議、あるいはここに書いてありますように第三者観察する機関、こういったことについてまだまだ先ほどの請願にありました、中にもありました憶測といたしますか、心配だということですね。

国民の権利と、知る権利、言論の自由を奪ってしまう。あるいは、政府の都合のいいことばかりで全てのことを秘密にする。それから、アメリカと一体になって戦争をする。憲法の改悪であることにほかならないということは憶測であり、全くの憶測でありまして、やっぱりそういったことをこれはしっかりと国民に説明する責任があります。特定秘密法の指定、こういったことか、あるいは適正評価はどうなのか、あるいは特定秘密の提供をしっかりとしてもらおう。それから、適正な運用を図るための仕組みをしっかりといただく、また違反者の罰則をどうするのか、いろんなことが今後議論をされるところであります。

そういった中で、非常に重要なことは情報保全の諮問会議、それからここに書いてありますように観察する第三者機関の設置、これも決まっておりません。これはやっぱり独立した公正な立場でしっかりと検証していただくように、そして最終的には国民の不安に対しそういったことを排除するような十分な説明を行っていただくよう、国に強く要望する意見でありますので、議員諸氏の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。ございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 1点お伺いします。

賛成をいたしますけれども、現在の、この運用について多くの国民が不安を感じているというふうに書かれておりますが、現時点での世論は不安を感じている、少しは感じている、感じていない、少しは感じる、全く感じていないとあると思うんですが、現時点ではどのくらいですかね。パーセント、これ結構感じていると断言しているものでね、大体どのくらいなんかしらんとあってね。資料があれば教えていただきたい。

○議長（清水敏夫君） 8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） 正確な資料は持ち合わせておりませんが、いろいろ報道機関によりますと、例えば政府自民党、与党の関係ですね、公明党も含めた中でも3割程度というような話も出ておりますし、国民によっては40%ということもあります。いろんな数字が出ておりますので、資料は正確な資料は持ち合わせがありませんが、やはり3割、4割の理解が出ていないものは、やはり私は国民に十分理解がされていないと思っておりますので、よろしくをお願いします。

（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） そのほかございますか。

6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） 質問ではありませんが。

○議長（清水敏夫君） 質疑をお願いします。

○6番（野田龍雄君） はい。

○議長（清水敏夫君） 質疑をお願いします。

○6番（野田龍雄君） 質疑でないためですか。

○議長（清水敏夫君） はい。

○6番（野田龍雄君） 委員会でも話をしたんですが、一言意見を述べさせてもらえませんか。

○議長（清水敏夫君） 質疑なら承りますけど。

○6番（野田龍雄君） 質疑ではないね。

○議長（清水敏夫君） 質疑はないね。質疑は、質疑なしと認めます。

お諮りします。議発第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議発第3号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 討論なしと認めます。

採決をいたします。議発第3号について、原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議発第3号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎市長挨拶

○議長（清水敏夫君） 以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

ここで、市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 平成26年第1回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議会におかれましては、2月27日開会以来、本日まで、終始、御熱心かつ真剣に御審議を賜りました。提出いたしました議案につきましては、全て議決をいただきありがとうございます。

議案の審議の過程においていただきましたさまざまな御意見や御提言につきましては、これらを今後の市政運営にあたって十分踏まえてまいりたいと存じます。

さて、これから始まります平成26年度は、郡上市が合併して最初の10年間を終わって、次の10年間に一步を踏み出す大変大切な年度であります。このときにあたりまして、消費税率の引き上げなどの注意を払わなければならない要因もいろいろございますが、議決をいただきました新年度の予算やあるいは住民自治基本条例をはじめとする条例等に基づいて、引き続き持続可能な住みよいふるさと郡上づくりを目指して市政運営にあたってまいりたいと存じますので、議会におかれましてはよろしく御指導御協力を賜りたいと存じます。

間もなく桜の開花を迎えようとしていますけれども、議員の皆様方には健康に御留意の上、御活躍くださいますよう祈念申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございます。

○議長（清水敏夫君） 日置市長、どうもありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（清水敏夫君） それでは、平成26年第1回郡上市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会は、去る2月27日から本日まで28日間にわたり、平成26年度予算をはじめ、条例改正など多くの議案につきまして、極めて慎重に御審議いただき、全議案滞りなく議了をすることができ

ました。これもひとえに議員各位の御協力のたまものと深く感謝を申し上げます。

また、市長を初め、執行部の各位におかれましても、常に真摯な態度をもって審議に御協力をいただき、ありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

今定例会を通じて、議員各位から一般質問あるいはそれぞれの審議の過程で述べられました意見等要望につきましては、今後の市政の執行に十分反映されますよう要望をする次第でございます。特に、市長が施政方針の冒頭で述べられましたメッセージからいいますと、ずっと郡上、もっと郡上というそういうスローガンに基づいて、いよいよ11年目への突入の予算でありました今議会でございます。ずっと郡上、もっと郡上、これがぜひとも実現を賜りますように心から祈念を申し上げまして、御努力をよろしく願いをいたします。

最後に、議員各位並びに執行部各位におかれましては、この年度末、本当にお忙しい中を毎日御出勤をいただきましてありがとうございました。新しい年度もいよいよスタートをしてまいります。ますます健康に留意をいただきまして、この郡上市発展のためにお互いに全力投入で、これからも邁進をしていくことお互いに誓いをしながら、私の議長としての閉会の挨拶とさせていただきます。本当に皆様ありがとうございました。御苦労さまでした。

◎閉会の宣告

○議長（清水敏夫君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって平成26年第1回郡上市議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

（午後 2時57分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 清水 敏 夫

郡上市議会議員 武 藤 忠 樹

郡上市議会議員 尾 村 忠 雄